

# 島根県報

平成23年9月30日(金)

号外 第 168 号 (毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

 <b>火</b>

【公告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) 2

<u>公</u>

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年島根県条例第74号)第4条第1号の規定により、次のと おり公表する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 島根県の給与・定員管理等について
  - (1) 総括

ア 人件費の状況 (普通会計決算)

Ī	F /\	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	区 分	(平成22年度末)	A		В	B / A	21年度の人件費率
ſ	平成22	人	千円	千円	千円	%	%
	年度	718, 218	547, 087, 959	4, 323, 132	120, 468, 044	22.0	21. 2

イ 職員給与費の状況 (普通会計決算)

	lo <del>'</del>	$\hookrightarrow$	職員数	給		与	費	一人当たり
	区	ガ	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
Ī	平月	戈22	人	千円	千円	千円	千円	千円
Į	年月	Ę	13,075	56, 255, 471	10,667,438	19, 077, 768	86, 000, 677	6,577

(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円

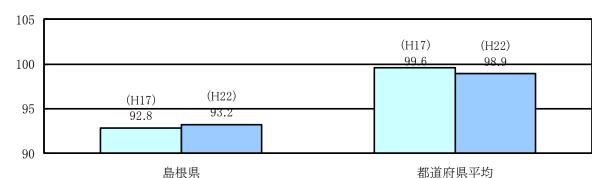
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
  - 2 「職員数」は、平成22年4月1日現在の人数である。

#### ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例(平成15年島根県条例第14号)及び職員の給与の特例に関する条例(平成15年島根県条例第15号)(以下これらを「特例条例」という。)に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
知 事	25%	25%
副 知 事	20%	20%
常勤の監査委員	18%	18%
病院事業管理者	18%	18%
教 育 長	18%	18%
管理職手当受給者	10%, 8%	10%、8%
上記以外の職員	6 %	6%、3%

エ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

#### オ 給与改定の状況

(ア) 月例給

				人事委員:	会の勧告		
1	区	分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率
			A	В	A - B	(改定率)	
2	平成	文22	円	円	円	%	%
4	年度	Ę	370, 200	380, 965	<b>▲</b> 10, 765	<b>▲</b> 0.25	<b>▲</b> 0. 10
				(356, 542)	<b>▲</b> 2.83%		
					(13,658)		
					(3.83%)		

- (注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。
  - 2 「公務員給与」及び「較差」の下段の( )内は、特例条例による減額後の額及び率である。

#### (化) 特別給

		人事委員会	会の勧告			(参考)
区分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数	国の年間
	割合A	支給月数 B	A - B	(改定月数)		支給月数
平成22	月	月	月	月	月	月
年度	3.61	3.90	<b>▲</b> 0.29	<b>▲</b> 0.05	3.85	3.95
		(3.67)	(▲0.06)		(3.85)	ı

- (注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。
  - 2 「公務員支給月数」及び「較差」の下段の()内は、特例条例による減額後の支給 月数である。
  - 3 「年間支給月数」の上段は管理職手当受給職員(以下「管理職員」という。)の年間 支給月数であり、下段の()内は管理職手当非受給職員(以下「非管理職員」という。) の年間支給月数である。
- (2) 一般行政職給料表の状況 (平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1号給の給料	135,600	185,800	222,900	261,900	289, 200	320,600	366, 200	413,000	466,700
月額									
最高号給の給	243,700	309, 200	356, 400	390, 100	402,500	424,600	458, 400	480,500	540,300
料月額									

- (注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。
- (3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

## (ア) 一般行政職

F /\	T 40 左 45	T 45 公 47 日 45	亚拉外上日婚	平均給与月額
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	(国ベース)
島根県	44.2歳	323,665円	387,844円	350,056円
玉	_	_	_	_
都道府県平均	_	_	_	_

#### (1) 技能労務職

				公務員	1		民 間			参考
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間の	年齢	平均給与月額	
					(A)	(国ベース)	類似職種		(B)	A/B
	島根県	50.4歳	220人	340,310円	385,849円	360,925円	_	_	_	_
	うち守衛	51.4歳	2人	338,917円	361,517円	348,700円	守衛	_	_	_
	うち用務員	50.8歳	51人	342, 126円	381,775円	361,267円	用務員	_	_	_
	うち自動車運転手	52.2歳	27人	348, 184円	393,298円	370,233円	自家用乗用自動車運転手	49.7歳	260,117円	1.51
	うち電話交換手	56.3歳	4人	376,338円	431,637円	398,325円	電話交換手	-	Ī	_
	玉	_	ı	-	_	-		_	_	
1	\$\$ 道府県平均	_	_	_	_	-	_	_	_	_

# (ウ) 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.0歳	365,407円	414,210円
都道府県平均	_		_

#### (エ) 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額

島根県	45.3歳	367,130円	410,404円
都道府県平均	1	1	_

#### (才) 警察職

F /	7 14 K W		7 H W F D #	平均給与月額
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	(国ベース)
島根県	39.9歳	312,797円	423,249円	338,353円
玉	_	_	_	_
都道府県平均	_	_	_	_

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」 において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手 当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベー スで再計算したものである。

- 3 民間データは、島根県人事委員会が行った「平成22年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。
- 4 職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

#### 【参考】

		民 間				参考		
	194 132	対応する民間の類似	+ 内土 7 早間の新川			年収ベース(試算値)の比較		
		職種	平均年齢	(C)	A/C	公務員	民 間	
		4成 4重				(D)	(E)	D/E
	島根県	_	I	_	ĺ	_	_	_
	うち守衛	守衛	54.9歳	204,700円	1.84	6, 107, 801	2,946,000	2.07
	うち用務員	用務員	53.8歳	213,600円	1.81	6, 218, 683	3,008,200	2.07
	うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	53.0歳	246,500円	1.60	6,054,581	3, 542, 300	1.71
	うち電話交換手	_	_	_	_	_	_	_

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している (平成19年~21年の3か年平均)。なお、用務員については、都道府県別のデータが公 表されていないため、全国計のデータを記載している。
  - 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たっては、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用乗用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較しているが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではない。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1か月に18日以上雇用されたもの等、いわゆる非正規雇用の者も含まれている。
  - 3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

# イ 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区	分	島根県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	172,200円
		(161,868円)	
	高 校 卒	140,100円	140,100円
		(131,694円)	
技能労務職	高 校 卒	152,600円	_
(免許職)		(143,444円)	
技能労務職	高 校 卒	146,700円	_
(非免許職)		(137,898円)	
高等学校教育職	大 学 卒	192,800円	-
		(181,232円)	
小·中学校教育職	大 学 卒	192,800円	-
		(181,232円)	
警 察 職	大 学 卒	197,200円	200,000円
		(185,368円)	
	高 校 卒	164,700円	158,100円
		(154,818円)	

- (注) 「島根県」の下段の()内は、特例条例による減額後の額である。
- ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	251,257円	284,503円	339, 318円
	高 校 卒	199,662円	249,523円	286,912円
技能労務職	高 校 卒	一 円	239,512円	288, 251円
高等学校教育職	大 学 卒	278,027円	323,717円	359, 103円
小・中学校教育職	大 学 卒	283,681円	326, 480円	352,914円
警 察 職	大 学 卒	269,300円	322,830円	360,525円
	高 校 卒	237,970円	271,597円	322,740円

#### (4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1	級	主事、技師	人 276	% 7. 5
2	級	主任主事、主任技師	人 128	% 3. 5
3	級	主任	人 978	% 26. 7
4	級	企画員	人 848	23. 2
5	級	グループリーダー	人 918	% 25. 1
6	級	課長	人 431	11.8
7	級	課長	人 25	0.7
8	級	次長	人 37	1.0
9	級	部長	人 22	0.6

- 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。 「職員数」は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)に基づく給料表の級区分による職員数である。

100% r	9級		8級	8級				
90%	0.6%	6級 	1.0% 7級	0.9%	1.1 40/	0.5%	8級 1.5% 6級 11.0%	9級 7 <del>級</del> 0.5%
80% 70%		5級 25.1%	0.7%		11.4% 0.8% 5級 25.9%		5級 29.2%	1.2%
60%							25.270	
50%		4級 23.2%			4級 22.1%		—————————————————————————————————————	
40%		20.270			22.170		17.170	
30%		3級			3級		3級	
20%		26.7% 2級			29.0%		28.9%	
10%		3.5%	<del>1級</del> 7.5% .		2級 3.2%	<del>1級</del> 6.2%	<del>2級</del> 6.3%	1級
0%	<u>7</u>	 P成23年の構成り			1年前の構成比		5年前の	

#### イ 昇給への勤務成績の反映状況

所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

#### (5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島根	県	国
1 人当たり平均支給額(平	成22年度)	
	1,469千円	_
(平成22年度支給割合) 期末手当	勤勉手当	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当
2.50 月分 (管理職員) 2.50 月分 (非管理職員)	1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分
(1.35)月分	(0.70)月分	(1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等	による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~20%		役職加算 5~20%
管理職加算 15~25%		管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

勤務成績の評定の実施状況

平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施している。

勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職については、平成18年6月期から人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直 近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率(支給月数)を決定している。

		成績率 (支給月数)			
相対区分	分布割合	※6月期、12月期とも			
		部次長級	課長級		
I	10%以内	0.96 月	0.79月		
Π	30%以内	0.91 月	0.725月		
Ш	60%以内	0.86 月	0.66月		
不良	_	0.86 月以下	0.66月以下		

#### イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

島	根	県	国
(支給率) 動続20年 動続25年 勤続35年 最高限度加算措置 その他が早期退職 1人当たり平均支給	自己都合 23.50月分 33.50月分 47.50月分 59.28月分 登 铁特例措置(2~	勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
	6,557千円	27,251千円	

- (注) 「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額 である。
  - ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支 給 実 績	48,186千円			
支給職員1人当たり平均	均支給年額 (平成22年度)			719,200円
支給対象地域・職種	支給対象職員数	₹	え給 率	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	20人		18%	18%
茨城県つくば市	1人		12%	12%
大阪府大阪市	11人		15%	15%
愛知県名古屋市	1人		12%	12%
広島県広島市	9人		10%	10%
岡山県岡山市	1人		3%	3%
上記以外の市町村	12,936人		0%	0%
医師 · 歯科医師	医師・歯科医師 40人		15%	15%
平 均 支	給 率		15.0%	15.0%

- (注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮 定した場合の加重平均の支給率である。
- 工 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度	(1)	542,258千円		
支給職員1人当たり平	均支給年額(平成22年度)	76,514円		
職員全体に占める手当	支給職員の割合(平成22年度)	54.2%		
手当の種類 (手当数)		59		
		教員特殊業務手当		
	支給職員数の多い手当	教育業務連絡指導手当		
		捜査特別手当		
		夜間特殊業務手当 (警察業務)		
代表的な手当の名称		死体取扱手当		
		教員特殊業務手当		
		教育業務連絡指導手当		
	支給額の多い手当	夜間特殊業務手当 (警察業務)		
		捜査特別手当		
		警ら手当		

## 才 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度)	2,308,426千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度)	177千円
支給実績(平成21年度)	2,298,312千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度)	176千円

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名 内容及び支給単価		国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度)	支給職員1人当た り平均支給年額 (平成22年度)
--------------	--	------------	--------------	---------------------------------

扶養手当	配 偶 者 13,000円	同じ	-	千円	円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円			1,783,411	234, 351
	配偶者のない場合の1人 11,000円				
	特定期間(満16歳年度初めから満22				
	歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	_	千円	円
	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円	1,10		605,320	268, 911
	家賃23,000円を超える場合			000,020	200,011
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円
- 一	定期券又は回数乗車券等の価額	共なる	及び距離の区分	1, 221, 058	107, 544
	最高支給限度額 55,000円			1, 221, 000	107, 544
			が異なる。		
	交通用具使用者				
	2 キロ~78キロ以上				
	$2,100$ 円 $\sim 42,600$ 円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任		異なる	加算額が異な	千円	円
手 当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キ		る (国:距離に	275,218	332, 389
	ロ以上の場合加算(距離により4,000円~45,000		より 6,000円		
	円)		~		
			45,000円)。		
初任給調	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異なる	支給対象及び	千円	円
整手当	給		支給額が異な	67,930	1,698,256
	支給額(月額) 5,000円~410,900円		る。		
管理職手	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特	千円	円
当	の定額		別調整額とし	754,679	516, 549
	支給額 41,600円~130,300円		て支給	,	•
特地勤務	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ		千円	円
手当	に勤務する職員に支給	, , ,		190,118	440,087
, –	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の				,
	月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×				
	1/2) ×4%~16%				
佐 <del>加</del>	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	千円	円
	って住居を移転した職員に支給	IHJ C			185, 303
				107, 476	100, 505
9 るナヨ	支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%				
. + 1.14 T	~6% - ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **			<b>→</b> m	
	へき地学校等に勤務する教職員に支給			千円	円
当	文給額			362,433	375, 579
	給料及び扶養手当の月額×4%~25%				
	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、			千円	円
	当該異動に伴って住居を移転した職員に支給			47,166	154,644
る手当	支給額 給料及び扶養手当の月額×2%~4%				
定時制通	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事			千円	円
信教育手	する教育職員に支給(実績に基づき支給)			10,837	133,791
当	支給額 定時制(夜間) 1日 900円				
	通信制(日曜日)1日 2,400円				
産業教育	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業			千円	円
手 当	等に従事する教育職員に支給(実績に基づき支給)			26,296	102,319
	支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円				
	週休日等に行われる業務				
I	1	l	1	ļ	

	1日 600円又は1200円				Ī
義務教育	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に			千円	円
等教員特	支給			757,177	95,785
別 手 当	最高支給限度額 8,000円				
休日勤務	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	千円	円
手 当	与額×135/100		たりの給与額	158,992	74,053
			の算出方法が		
			異なる。		
夜間勤務	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円
手 当	時までの間に勤務した時支給		たりの給与額	57,236	40,795
	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
	与額×25/100		異なる。		
宿日直手	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	千円	円
当	2,100円~30,000円			444,960	164,313
管理職員	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ	同じ	_	千円	円
特別勤務	り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給			12,587	71,517
手 当	支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
	(実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,000				
	円)				
農林漁業	農・林・水産業等に関する専門の事項について、			千円	円
普及指導	調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指			38,255	178,761
手 当	導を行う職員に支給				
	支給額 給料月額×6/100				
災害派遣	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方				
手 当	公共団体等から派遣された職員に支給			実績なし	実績なし
	支給額(1日につき) 3,970円~6,620円				
武力攻撃	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措				
災害等派	置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派			実績なし	実績なし
遣 手 当	遣された職員に支給				
	支給額(1日につき) 3,970円~6,620円				

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

	区	分		給 料 月 額 等
給	知		事	960,000円 (1,280,000円)
料	副	知	事	800,000円 (1,000,000円)
報	議		長	768,000円 ( 960,000円)
	副	議	長	709,750円 ( 835,000円)
酬	議		員	654,500円 ( 770,000円)
期	知		事	(平成22年度支給割合)
末	副	知	事	2.90月 分
手	議		長	(平成22年度支給割合)
当	副	議	長	2.90月分
	議		員	
退				(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
職	知		事	128万円×在職月数×0.6 3,686.4万円 任期毎
手	副	知	事	100万円×在職月数×0.43 2,064万円 任期毎
当	備		考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施

(注)1 「給料」及び「報酬」の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、<math>1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

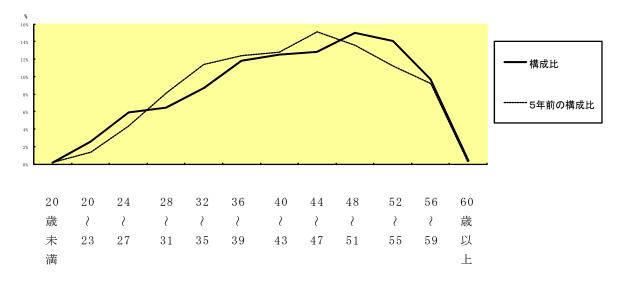
#### (7) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

				(	単位:人) (各年4月1日現在)
	区分		数数	対 前 年	主な増減理由
部門	月	平成23年	平成22年	増 減 数	工 74 175 在 日
	一   議     会     般   税     税   務	21	21	0	
	総 務   般   税 移	540	540	0	to the terms of the
	般 税 發	113	116	<b>A</b> 3	事務事業の見直し
普	民生	235	240	<b>▲</b> 5	事務事業の見直し
	R 生	470	467	3	業務量の増
通	一	54	67	<b>▲</b> 13	地方機関の統合
	政農林水		965	<b>▲</b> 26	公共事業の削減
会	商工		172	15	業務量の増
<b>⇒</b> 1	部土土木	838	853	<b>▲</b> 15	公共事業の削減
計	計	0 005	0.444		( ( )
40	門	3, 397	3, 441	<b>▲</b> 44	(参考:人口10万人当たり職員数 472.98人)
部	教育部門	F 00F	7 050	<b>A</b> 0.0	4. (1. 14. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15
HH.	数 宏 切 田	7,827	7,853	<b>▲</b> 26	生徒数減による学級数の減少
門	警察部門	1 706	1 700	1.4	<b>复</b>
	小 計	1,796	1,782	14	欠員補充、育休代替職員増
	小町	12 020	12 076	<b>▲</b> 56	(会老・1月10天14たり隙号粉1 019 091)
//	病院	13, 020 985	13, 076	25	(参考:人口10万人当たり職員数1,812.82人) 看護師等の増
公営企業計	病 院 水 道	25	28	<b>▲</b> 3	事務事業の見直し
A A	下水道	20	20	<b>–</b> 3	ず物ず未り允良し
業 計	その他	60	62	<b>▲</b> 2	
等部	小計	00	02		
相	\1. EI	1,090	1,070	20	
1 1	合 計	1,000	1,010	20	
	н н	14, 110	14, 146	<b>▲</b> 36	
		[15, 477]	[15, 530]	[ <b>▲</b> 53]	(参考:人口10万人当たり職員数1,964.58人)
( )(), )	1 時日坐上	10,4//	[ [15, 550]		(

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	24	3 6 9	833	911	1,233	1,658	1,758	1,806	2,112	1,984	1,369	53	14, 110

## ウ 職員数の推移

(単位:人・%)

平成 23 年 9 月 30 日

年 度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	過去5年間の
部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	増減数 (率)
一般行政	3, 795	3,717	3,617	3,503	3,441	3,405	▲ 390 ( ▲ 10.3%)

教育	8, 277	8,026	7,945	7,858	7,853	7,819	<b>▲</b> 458 ( <b>▲</b> 5.5%)
警察	1,751	1,778	1,764	1,781	1,782	1,796	45 ( 2.7%)
消防							
普通会計計	13,823	13,521	13, 326	13, 142	13,076	13,020	▲ 803 (▲ 5.8%)
公営企業等会計計	981	962	962	1,039	1,070	1,090	109 ( 11.1%)
総合計	14,804	14, 483	14, 288	14, 181	14, 146	14, 110	<b>▲</b> 694 ( <b>▲</b> 4.7%)

- (注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
- (8) 公営企業職員の状況

#### ア 企業局

#### (ア) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の給与については、島根県企業局職員の給与の特例に関する規程(平成15年島根県公営企業管理規程第3号)に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当 を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%,8%	10%、8%
上記以外の職員	6 %	6%、3%

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

- (化) 水道事業
  - a 職員給与費の状況
  - (a) 決算

	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
F /\		質収支		職員給与費比率	平成21年度の総費
区分	A		В	B / A	用に占める職員給
					与費比率
平成22	千円	千円	千円	%	%
年度	846, 887	91,613	220,020	26.0	25.4

	E /		職員数	給	<u>!</u>	チ	費	一人当たり
	区	分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
2	平成	22	人	千円	千円	千円	千円	千円
4	年度		28	109, 982	22,926	40,538	173, 446	6, 195

(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
  - 2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。
  - b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.8歳	329,869円	516,208円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- c 職員の手当の状況
- (a) 期末手当·勤勉手当

( 4		
	島根県(水道事業)	島根県
	1人当たり平均支給額(平成22年度)	1人当たり平均支給額(平成22年度)
	1,448千円	1,469千円
	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当
	2.50 月分(管理職員) 1.35 月分 2.50 月分(非管理職員)	2.50 月分(管理職員) 1.35 月分 2.50 月分(非管理職員)

(1.35)月分	(0.70)月分	(1.35)月分	(0.70)月分
役職加算 5~	の級等による加算措置 ~ 20% ~ 25%	(加算措置の制 職制上の段階、 役職加算 管理職加算	<ul><li></li></ul>
		I	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- (b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

島根県	(企業局職	員 )	THE	品 根 県	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤 続 2 5 年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤 続 3 5 年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置	置	
定年前早期退職	特例措置(2 <sup>2</sup>	~20%加算)	定年前早期退	敞特例措置(2	~20%加算)
1人当たり平均支給	額	29,282千円	1人当たり平均支給額	額 6,557千円	27,251千円

- (注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度から平成22年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。
- (C) 地域手当(平成23年4月1日現在) 支給対象なし
- (d) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給総額 (平成222	年度)		420千円
支給職員1人当た	り平均支給年額(平成22年度)		28,000円
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成22年		53.6%
度)			
手当の種類(手当	数)		4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質	<b>贪査業務従事手当</b>	用地等交渉手当
	夜間特殊業務手当		

(e) 時間外勤手当

支給実績(平成22年度)	6,786千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度)	308千円
支給実績(平成21年度)	6,825千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度)	310千円

(f) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度)	支給職員1人当た り平均支給年額 (平成22年度)
扶養手当	配 偶 者 13,000円	同じ	_	千円	円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円			5,481	274,025
	配偶者のない場合の1人 11,000円				
	特定期間(満16歳年度初めから満22				
	歳年度末)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	_	千円	円
	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円			1,458	291,600
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円

			定期券又は回数乗車券等の価額		及び距離の区分	3,937	157, 484
			最高支給限度額 55,000円		が異なる。	,,,,,,,	
			交通用具使用者		, , , a o		
			2 キロ~78キロ以上				
			2,100円~42,600円				
			自動四輪車以外の場合は半額				
単	身	盐	支給額 23,000円	異なる	加算額が異な	千円	円
1	手		ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キ	27.6	る(国:距離に	348	348,000
	,	_	ロ以上の場合加算(距離により4,000円~45,000		より 6,000円	0.10	010,000
			円)		~		
			1 47		45,000円)。		
初	仟	給	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異かる	支給対象及び	実績なし	実績なし
調		手	给	77 . 6 0	支給額が異な	入順なし	入順はし
当	TE.	,	支給額(月額) 5,000円~410,900円		る。		
	理	職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特	千円	円
	当		の定額		別調整額とし	3,321	553, 480
'	_		支給額 41,600円~130,300円		て支給	0,021	000, 100
特	地	龂	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	——————————————————————————————————————	実績なし	実績なし
	手		に勤務する職員に支給			人順 4	入順なし
123	,	_	支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の				
			月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×				
			1/2) ×4%~16%				
特	地	勤	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	実績なし	実績なし
' '	手		って住居を移転した職員に支給	, , ,			,
	準		支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%				
	手		~6%				
-			支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	与額×135/100		たりの給与額	715	51,082
					の算出方法が		
					異なる。		
夜	間	勤	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円
	手		時までの間に勤務した時支給		たりの給与額	460	65,725
			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
			与額×25/100		異なる。		
宿	日	直	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	実績なし	実績なし
手			2, 100円~30, 000円				
管	理	職	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ	同じ	_	実績なし	実績なし
員	特	別	り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給				
勤	務	手	支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
当		-	(実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,000				
			円)				
				l	1		

# (ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

## (a) 決算

\ a	八升				
	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	平成21年度の総費
区分	A		В	B / A	用に占める職員給
					与費比率
平成2	2 千円	千円	千円	%	%
年度	195, 294	<b>▲</b> 28, 672	47,697	24.4	21.7

Ī	Б <b>7</b>	$\wedge$	職員数	給	<u>!</u>	₽	費	一人当たり
	区	分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
Ī	平月	文22	人	千円	千円	千円	千円	千円
	年度	Ŧ	6	20,995	6, 192	7,572	34, 758	5,793

(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
  - 2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。
  - b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	38.7歳	312,480円	482,775円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
  - c 職員の手当の状況
  - (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(工業用水道	道事業)	島根県
1人当たり平均支給額(平原)	成22年度)	1人当たり平均支給額(平成22年度)
	1,262千円	1,469千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.50 月分(管理職員) 2.50 月分(非管理職員) (1.35)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.70)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分(管理職員) 1.35 月分 2.50 月分(非管理職員) (1.35)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等と 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	こよる加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。
  - (b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

島根県	(企業局職		į	島 根 県	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤 続 3 5 年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	<u> </u>		その他の加算措	置	
定年前早期退職	铁特例措置(2~	~20%加算)	定年前早期退	職特例措置(2	~20%加算)
1人当たり平均支給	額	29,282千円	1人当たり平均支給:	額 6,557千円	27,251千円

- (注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度から平成22年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。
  - (c) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給総額(平成22年度)		445千円	
支給職員1人当たり平均支		89,000円	
職員全体に占める手当支給		62.5%	
手当の種類 (手当数)			4
手当の名称	特殊現場作業従事手当	水質検査業務従事手当	用地等交
	渉手当 夜間特殊業務手	当	

(e) 時間外勤務手当

幸	給	宔	績	(	亚	ь¢	2	2	年	度	)	1,340千円

職員1人当たり平均支給年額(平成22年度)	223千円
支給実績(平成21年度)	1,921千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度)	320千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

		( 1		11. /			
手	当	名	内容及び支給単価	国の制度と同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度)	支給職員1人当た り平均支給年額 (平成22年度)
44 3	羊 工	. MZ	配 偶 者 13,000円			<b>手</b> 円	Ш
大	養手	.∃		同じ	_		円
			配偶者以外の扶養親族 6,500円			1,386	277, 200
			配偶者のない場合の1人 11,000円				
			特定期間(満16歳年度初めから満22				
			歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
住力	居手	- 当	借家・借間居住者	同じ	_	千円	円
			家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円			324	324,000
			家賃23,000円を超える場合				
			11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通	勤手	· 当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円
			定期券又は回数乗車券等の価額		及び距離の区分	821	164,160
			最高支給限度額 55,000円		が異なる。		
			交通用具使用者				
			2 キロ~78キロ以上				
			$2,100$ 円 $\sim 42,600$ 円				
			自動四輪車以外の場合は半額				
単	身	赴	支給額 23,000円	異なる	加算額が異な	千円	円
任	手	当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キ		る (国:距離に	372	372,000
			ロ以上の場合加算(距離により4,000円~45,000		より 6,000円		,
			円)		~		
			1.47		45,000円)。		
初	仟	給	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異かる	支給対象及び	実績なし	実績なし
調		手			支給額が異な	) / /A	70 Mg 15
当	115	,	支給額(月額) 5,000円~410,900円		る。		
管	押	離	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特	実績なし	実績なし
		中以	の定額		別調整額とし	犬順なし	大順なし
7	=		支給額 41,600円~130,300円		で支給		
#±.	내	###			( ) 大和	安徳かり	安体なり
特	地工	勤	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	_	実績なし	実績なし
務	于	当					
			支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の				
			月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×				
			$1/2) \times 4\% \sim 16\%$				
d. f.	14	dda!	at the A III as 2 Martine A III see III see III see III see	]		- /- ·	
	地		特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	実績なし	実績なし
務	手	当	って住居を移転した職員に支給	同じ	_	実績なし	実績なし
務に	手準	当ず	って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%	同じ	_	実績なし	実績なし
務にる	手 準 手	当ず当	って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ~6%		_		
務に	手準	当ず	って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ~6% 支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給		勤務 1 時間当	千円	円
務にる休	手 準 手 日	当ず当	って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ~6%		- 勤務1時間当 たりの給与額		
務にる休	手 準 手 日	当ず当勤	って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ~6% 支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給			千円	円
務にる休	手 準 手 日	当ず当勤	って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ~6% 支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給		たりの給与額	千円	円
務にる休務	手準 手 日 手	当ず当勤当	って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ~6% 支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	たりの給与額 の算出方法が	千円	円

			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
			与額×25/100		異なる。		
宿	月	頁	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	実績なし	実績なし
手	当		2,100円~30,000円				
管	理	職	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ	同じ	_	実績なし	実績なし
員	特	別	り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給				
勤	務	手	支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
当			(実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,000				
			円)				

#### (五) 電気事業

a 職員給与費の状況

#### (a) 決算

	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	平成21年度の総費用に占
区分	A		В	B / A	める職員給与費比率
平成22	千円	千円	千円	%	%
年度	1,502,009	27, 159	393, 783	26.2	29.7

H-	公	職員数	給	<u>!</u>	j.	費	一人当たり
区	分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
平成	22	人	千円	千円	千円	千円	千円
年度		48	183,770	38, 152	67,539	289, 461	6,030

(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円 一

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
  - 2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。
  - b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	43.8歳	339,200円	502,537円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

- c 職員の手当の状況
- (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(電気事業)	島 根 県
1人当たり平均支給額(平成22年度)	1人当たり平均支給額(平成22年度)
1,407千円	1,469千円
(平成22年度支給割合)     期末手当     勤勉手当       2.50 月分(管理職員)     1.35 月分       2.50 月分(非管理職員)     (0.70)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分(管理職員) 1.35 月分 2.50 月分(非管理職員) (1.35)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。
  - (b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

(17) (2) (3)	( 1 /94 = - 1 = .	/ - 1: / =   - / - / - / - / - / - / - / - / - / -			
島根県	(企業局職	員 )		島根県	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤 続 3 5 年	47.50月分	59. 28月 分	勤 続 3 5 年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度から平成22年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

報

- (c) 地域手当(平成23年4月1日現在) 支給対象なし
- (d) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給総額 (平成22年度)			1,530千円
支給職員1人当たり平均支		66,522円	
職員全体に占める手当支給		50.0%	
手当の種類 (手当数)			4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 オ	(質検査業務従事手当	用地等
	交渉手当 夜間特殊業務手	当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度)	15,053千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度)	358千円
支給実績(平成21年度)	16,131千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度)	375千円

(f) その他の手当(平成23年4月1日現在)

					支給職員1人当た
		国の制		支給実績	り平均支給年額
手当名	内容及び支給単価	度との	国の制度と	(平成22年度)	(平成22年度)
		異同	異なる内容		
扶養手当	配 偶 者 13,000円	同じ	_	千円	円
	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 6,500円			7,585	216,700
	配偶者のない場合の1人 11,000円				
	特定期間(満16歳年度初めから満22				
	歳年度末まで) の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	_	千円	円
	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円			840	280,000
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の価額		及び距離の区分	5,170	132,574
	最高支給限度額 55,000円		が異なる。		
	交通用具使用者				
	2 キロ~78キロ以上				
	$2,100$ 円 $\sim 42,600$ 円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴	支給額 23,000円	異なる	加算額が異な	千円	円
任 手 当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キ		る (国:距離に	1,194	298,500
	ロ以上の場合加算(距離により4,000円~45,000		より 6,000円		
	円)		$\sim$		
			45,000円)。		
初 任 給	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異なる	支給対象及び	実績なし	実績なし
調整手	給		支給額が異な		
当	支給額(月額) 5,000円~410,900円		る。		
管 理 職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特	千円	円

手	当		の定額		別調整額とし	3,822	636,917
			支給額 41,600円~130,300円		て支給		
特	地	勤	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	_	実績なし	実績なし
務	手	当	に勤務する職員に支給				
			支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の				
			月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×				
			1/2) ×4%~16%				
特	地	勤	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	実績なし	実績なし
務	手	当	って住居を移転した職員に支給				
に	準	ず	支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%				
る	手	当	~6%				
休	月	勤	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	与額×135/100		たりの給与額	1,548	96,768
					の算出方法が		
					異なる。		
夜	間	勤	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	時までの間に勤務した時支給		たりの給与額	1,410	66,077
			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
			与額×25/100		異なる。		
宿	日	直	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	実績なし	実績なし
手	当		2,100円~30,000円				
管	理	職	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ	同じ	_	実績なし	実績なし
員	特	別	り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給				
勤	務	手	支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
当			(実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,000				
			円)				

## イ 病院局

#### (7) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の給与については、島根県病院局職員の給与の特例に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第7号)に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当 を除く。)へのはね返り	
管理職手当受給者	10%,8%	10%、8%	
上記以外の職員	6 %	6%、3%	

#### b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

## (化) 病院事業

a 職員給与費の状況

## (a) 決算

- ( /	U ( <del>)  </del>				
	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
F /\		質収支		職員給与費比率	平成21年度の総費
区分	A		В	B / A	用に占める職員給
					与費比率
平成22	千円	千円	千円	%	%
年度	20, 477, 208	139, 226	8, 300, 253	40.5	39.4

12,		職員数		給	<u> </u>	Ī-	費			一人当	たり
区	ガ	A	給	料	職員手当	期末•勤勉手当		計	В	給与費	B/A

(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費

平成22	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年度	966	3, 491, 062	1,613,649	1, 184, 160	6, 288, 871	6,510	_

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
  - 2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。
  - b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	45.2歳	547,197円	1,313,586円
看 護 師	33.5歳	260,839円	393, 487円
事務職員	41.1歳	314,487円	502,004円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
  - c 職員の手当の状況
  - (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(病院事業)	島根県		
1人当たり平均支給額(平成22年度)	1人当たり平均支給額(平成22年度)		
1,206千円	1,469千円		
(平成22年度支給割合)     期末手当     勤勉手当       2.50 月分(管理職員)     1.35 月分       2.50 月分(非管理職員)     (0.70)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分(管理職員) 1.35 月分 2.50 月分(非管理職員) (1.35)月分 (0.70)月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。
- (b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

島根県	(病院事	業 )	島	根県	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59. 28月 分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	<u>.</u>		その他の加算措置		
定年前早期退職			定年前早期退職	特例措置(2	~20%加算)
1人当たり平均支給	額 1,707千円	25,503千円	1人当たり平均支給額	6,557千円	27,251千円

- (注) 「島根県 (病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。
- (c) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支 給 実 績	(平成22年度)		101,776千円	
支給職員1人当たり平均	匀支給年額(平成2		820,778円	
支給対象地域·職種	支給率	支給対象	職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	15%		124人	0%
県内全市町村	0%		861人	0%

(d) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給総額(平成22年度)			316,998千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(平成22年度)		354, 188円
職員全体に占める手当支給職員の	割合(平成22年度)		92.9%
手当の種類 (手当数)			13
手当の名称 有害物	取扱手当 特殊現:	<b></b>	特殊自動車等運転手当

|防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特 殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業 務従事手当

## (e) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度)	524,748千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度)	543千円
支給実績(平成21年度)	492,204千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度)	528千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- (f) その他の手当(平成23年4月1日現在)

					支給職員1人当
		国の制		支給実績	たり平均支給年
手当名	内容及び支給単価	度との	国の制度と	(平成22	
		異同	異なる内容	年度)	(平成22
				1 52 /	年度)
扶養手当	配 偶 者 13,000円	同じ	_	千円	円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円			66, 421	196,513
	配偶者のない場合の1人 11,000円				,
	特定期間(満16歳年度初めから満22				
	歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	_	千円	円
	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円			99,647	260,175
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分及	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の価額		び距離の区分が異	49,250	71,897
	最高支給限度額 55,000円		なる。		
	交通用具使用者				
	2 キロ~78キロ以上				
	$2,100$ 円 $\sim 42,600$ 円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単 身 赴	支給額 23,000円	異なる	加算額が異なる	実績なし	実績なし
任 手 当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キ		(国:距離により		
	ロ以上の場合加算(距離により4,000円~45,000		6,000円~		
	円)		45,000円)。		
初 任 給	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異なる	支給対象及び支	千円	円
調整手	給		給額が異なる。	463,491	3,768,220
当	支給額(月額) 5,000円~410,900円				
	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特別		円
手 当	の定額		調整額として支	26,226	672,474
	支給額 41,600円~146,400円		給		
特 地 勤		同じ	_	実績なし	実績なし
務 手 当	に勤務する職員に支給				
	支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の				
	月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×				
	1/2) ×4%~16%				
特 地 勤	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	実績なし	実績なし
務手当	って住居を移転した職員に支給				
に準ず	支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%				
る手当	~6%				

休	日	勤	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当た	千円	円
務	手	当	与額×135/100		りの給与額の算	10,724	45,829
					出方法が異なる。		
夜	間	勤	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当た	千円	円
務	手	当	時までの間に勤務した時支給		りの給与額の算	77,262	120,534
			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		出方法が異なる。		
			与額×25/100				
宿	日	凾	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	千円	円
手	当		2,100円~30,000円			96,304	460,784
管	理	職	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ	同じ	_	千円	円
員	特	別	り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給			290	36,250
勤	務	手	支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
当			(実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,000				
			円)				

#### 2 職員の勤務条件等について

#### (1) 職員の勤務時間

#### ア 職員の勤務時間(標準)

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規 の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7時間 45分	8:30	17:15	12:00~13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)、職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)、職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)及び職員の勤務時間に関する規程(平成4年島根県教育委員会訓令第5号)(知事部局等、教育委員会、警察本部)

#### イ 休暇の概要

種類	概	要
	1年(※暦年)につき 20 日	
年次有給休暇	年末に年次有給休暇の使用残日数があると	きは、20 日を限度として翌年に繰り
	越すことができる。	
公務傷病等休	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病	<b>同にかかった場合において任命権者が</b>
暇	療養を必要と認めたときは、その療養期間中	は有給休暇
	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合に	こおいて、任命権者が療養を必要と認
私傷病休暇	めたときは、結核性疾患1年、人事委員会規	則で定める特定の疾患 180 日、その
	他の疾患 90 日の期間は有給休暇	
夏季休暇	7月から9月までの間に4日以内	
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日	を超えない範囲内で生理休暇の取得
工生作的	が可能	
	産前:8週間(多胎妊娠の場合にあっては、	14 週間) 以内に出産する予定である
産前産後休暇	女子職員が請求した場合 → 出産の	日までの請求した期間
生的生汉作员	産後:女子職員が出産した場合 → 出産日	1の翌日から8週間を経過する日まで
	の期間	
   慶弔休暇	本人の結婚:7日以内 妻の出産:3日以内	忌引:配偶者10日以内、父母7日
及门門內	以内(血族)等(父母、配偶者及び子の祭日	: 年各々1日
	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により	2週間以上にわたり日常生活を営む
介護休暇	のに支障がある者の介護をするため、6月の	)期間内で介護休暇を受けることがで
	きる。休暇期間中の給与は減額	
	特別休暇は、風水震火災その他の天災地変	による職員の現住居の滅失又は破壊、
特別休暇	生後3年に達しない生児を育てる場合(育児	<b>己時間)等、特定の事由がある場合に</b>
	限って与える	

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)、職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)、島根県企業局職員就業規程(昭和48年公営企業管理規程第2号)、島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)

#### ウ 特別休暇の種類(主なもの)

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満1歳まで1日120分以内、満1歳~3歳まで60分以内(30分を単位として2回に分けて取得可)満1歳まで:1日2回それぞれ60分以内
男性職員の育児参加のた めの休暇	5日以內
子の看護のための休暇	5日以内(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は10日以内)
短期の介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は、10日以内)
妊娠障害 (つわり)	2週間以内

## (2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類	隆任	免職	休職	隆 給	스 화
処分事由	P#  工	九 収	1/1 城	1年 右	

勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	35	0	35
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	35	0	35

# 教育委員会

処分の種類 処分事由	降任	免 職	休 職	降給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	103	0	103
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	103	0	103

# (注) 県費負担教職員含む 警察本部

処分の種類 処分事由	降任	免 職	休 職	降給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	1	16	0	17
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	1	16	0	17

# イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	1	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職 務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわし くない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	1	0	1
合 計	0	1	1	0	2

# 教育委員会

如分事由
------

法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	1	1	1	2	5
職務上の義務に違反し又は職 務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわし くない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	1	1	1	2	5

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分の種類 処分事由	戒	告	減給	停職	免職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)		0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職 務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわし くない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)		0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

# (3) 職員の服務の状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

1912	1902 - 1 9 11 11 11 10 - 10 14 1 10 1							
マ ハ	総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率			
区分		a (目)	b (目)	c (人)	b/c (目)	b/a (%)		
知事部局	等	159, 201	41, 316	4, 061	10.2	26. 0		
教育委員	会	116, 926	29, 904	2, 818	9. 4	25. 6		
警察本	部	67, 272	10, 605	1, 782	6.0	15. 8		
合	計	343, 399	81, 825	8, 661	9.4	23.8		

(注) 対象期間: 暦年(平成22年1月1日~平成22年12月31日)

# イ 育児休業等の取得状況

区	分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
	男性職員	3	0	0
知事部局等	刀压概兵	0	0	0
加事的问书	<b>七</b> 州	67	4	0
	女性職員	75	3	1
	男性職員	0	0	0
教育委員会		0	0	0
教 月安貝云	女性職員	130	2	0
		120	1	2
	田州成昌	0	0	0
数 宏 士 如	男性職員	0	1	0
警察本部	<b>七</b> 州   四	11	0	0
	女性職員	12	0	0
⇒	計		7	0
F		207	4	3

(注) 上段には平成22年度に新たに取得した者、下段には平成21年度から22年度にかけて引き続いている者の数

## ウ 介護休暇の取得状況

介護休暇	休暇の取得形式	
取得者数	全日型	時間型

			中 心	中 心
知事部局等	男性職員	2	2	0
	女性職員	1	1	0
教育委員会	男性職員	0	0	0
教育安貝云	女性職員	11	9	2
警察本部	男性職員	1	1	0
	女性職員	0	0	0
	計	15	13	2

		介護休暇承認期間						
		1月以下	1月超え	2月超え	3月超え	4月超え	5月超え	
		1月以下	2月以下	3月以下	4月以下	5月以下	3万地元	
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	2	
和事即问守	女性職員	0	0	1	0	0	0	
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	0	
教 月 安 貝 云	女性職員	5	3	1	0	0	2	
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	1	
音祭平前	女性職員	0	0	0	0	0	0	
	計	5	3	2	0	0	5	

# エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休 業取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
和事前何寺	女性職員	2	1
教育委員会	男性職員	2	0
教 月 安 貝 云	女性職員	0	0
警察本部	男性職員	0	0
言祭平司	女性職員	0	0
	計	4	1

# (4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

# ア 研修の状況

# 一般職員(自治研修所)

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
				VIII V
新規採用職員	4	29	214	市町村職員含む
採用2年目	1	1	41	
一般職員第I課	)	4	70	市町村職員含む
程	2	4	72	川町村職具古む
一般職員第Ⅱ課	7	1.4	171	十四十四
程	7	14	171	市町村職員含む
主任	3	6	89	
中堅職員	8	16	250	市町村職員含む
新任係長	3	6	142	市町村職員対象
新任企画員	4	8	151	
新任G L	4	8	137	
新任課長補佐	2	4	65	市町村職員対象
新任課長	5	10	207	市町村職員含む
選択研修	40	65	1, 182	25 講座(法務能力開発等)市町村職員含む

# 教育職員(教育センター)

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
初任者	13	38	1, 120	第Ⅰ回~第Ⅶ回、宿泊研修会
経験者	15	30	827	6年目研修、11年目研修

管理職	16	26	889	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	33	34	1, 838	特別支援教育専任教員研修、教務主任 研修
テーマ研修	39	47	2, 153	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	83	110	3,010	教科等、生徒指導等、情報教育

(注) 対象:小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員(警察学校)

- 吉尔佩只(吉尔	丁(人)			
研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
初任科	3	658	57	短期課程(6月)、長期課程(10月)
一般職員初任科	1	27	10	警察主事対象
初任総合	3	199	58	短期課程(2月)、長期課程(3月)
警部補・巡査部 長任用科	1	12	17	
部門別任用科	4	78	44	生活安全、刑事、交通、警備
専科(業務に直 結)	31	221	357	交通事故事件捜査、被害者支援等

# イ 勤務成績の評定状況

275 375 77 47 77	33.33 PANES OF THE VALUE						
区 分	項目	評定回数	評定時期	評定対象者数			
知事部局等	人事評価(病院局医療職等を 除く)	2	22年9月、23年3月	3,571 人			
	勤務評定(病院局医療職等)	1	22年11月	757 人			
******	人事評価	2	22年9月、23年3月	625 人			
教育委員会	勤務評価(県立学校教育職員)	1	23 年 2 月	2,009 人			
	勤務評価(市町村立教育職員)	1	23 年 2 月	4,884 人			
警 察	勤務評定	1	22年12月	1,659人			

# (5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

## ア 安全衛生管理体制

<u> </u>									
選任状況	総括 衛生管	安全 管理者	安全	管理者	往	寄生管理を	皆		衛生 者等
区分	事業場数専任すべき	事業場数	事任すべき	事業場数	事任すべき	事業場数	専任者数	事任すべき	事業場数
知事部局等	6	6	6	6	17	17	23	52	52
教育委員会	0	0	0	0	30	30	30	34	34
警察本部	0	0	0	0	8	8	11	5	5

		_				委	員	会	
選任状況		産	業	医	衛生多	委員会	安全多	委員会	し委左の
区分	事業場数	事業場数	専任者数	実専任者数	事業場数	事業場数置	事業場数	事業場数	している事業場数委員会として設置年のうち、安全衛生
知事部局等	17	17	17	13	17	17	6	6	6
教育委員会	30	30	30	30	30	30	0	0	0
警察本部	8	8	8	8	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

	+ 416 o lor	3.1 666.16
市 光 夕		油.管菇
# <b>.</b>	************************************	
T 76/1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

		(千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員 会館の管理・運営を行った。	12, 438
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛 生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置 等を行った。	3, 341
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	36
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが 受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	4, 440
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての 各種健康診断を実施した。	35, 944
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規定に基づき職員に被服(作業衣、 白衣等)を貸与した。	6, 435
合 計		62, 634

# 教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全·衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、 衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそ れに伴う研修等を行った。	2, 553
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対しての適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施した。	520
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期 の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施した。	6, 090
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健 康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施 した。	27, 232
合 計		36, 395

# 警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業 医の配置等を行った。	6, 035
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	830
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	338
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにラ イフプランセミナーを実施した。	186
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	19, 917
合 計		27, 306

# ウ 職員の健康診断の状況

はま沙性の種類	知事音	7局等	教育多	5員会	警察	本部
健康的例の種類	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者

採用時健康診断	150	150	209	209	72	72
定期健康診断	2, 419	2, 365	2, 759	2, 750	1, 244	1, 244
人間ドック	2, 035	2, 035	856	856	551	551

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成22年度中において人事委員会から是正の指示はなかった。

- 3 人事委員会の報告について
- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
  - ア 競争試験
    - (7) 採用試験
      - a 試験実施概要

試験の			試		程	試 験	内 容
種類	試 験 区 分	受験資格	受 期 間	第1次 試 験	第2次 試 験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昭日4月2年に 153年4月元で 4月元で 4月元で 4月末 154年に、よし 154年に、よし 154年でに 2 154年でに 2 154年で 154年に 154年	5月11日 から 6月4日 まで	6 月 27日	8月8日 から 8月11日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 個別面接 (行政)	人個集 論適筆 (文性記) (文性記) (文性定) (建定) (建定) (建定) (建定) (建定)
高校卒業 程度試験	一般事務・総合 土木・学校事務 (出雲)・学校事 務(石見)・学 校事務(隠岐) ・警察事務	(学校事務) 昭和 56年4月2日から5年4月 1日本ま5年4月 1日本書(学校三年4月 1年本会は一年本年 1年4月2日 1日本書の1日本書 1日本書の1日本書 1日本書の1日本書 1日本書の1日本書 1日本書の1日本書	8月2日 から 9月3日 まで	9月26日	10月2日 から 10月26日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職 試 験	保健師	昭和56年4月2日以降生まれた者で、保健師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	8月2日 から 9月3日 まで	9月26日	10月24日 から 10月26日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技師	昭和57年4月2 日以降に生まれ た者で、臨床検査 技師の免許を有 するもの(取得見 込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
資格免許職 試 験	診療放射線技師	昭和57年4月2 日以降に生ま 大者にと きな を有するもの( を 得見 込みの者を 含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	歯科衛生士	昭和58年4月2 日以降に生まれ	同上	同上	同上	同上	同上

	司書	た者で、歯科衛生 士の免の(取得見込みの者を含む) 昭和58年4月2 日以降に、司書の 格を有を	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採 用試験	行政	(取得見込みの者 を含む) 昭和50年4月2 日から昭和61年	9月10日から	11月14日	12月11日	教養試験 五肢択一式	人物試験個別面接
地区別採 用試験	一般事務(石見 地区)·一般事	4月1日までに 生まれた者 昭和50年4月2 日から昭和61年	10月15日 まで 9月10日 から	11月14日	12月11日	40問120分 論文試験 教養試験 五肢択一式	適性検査 人物試験 個別面接
警察官	務(隠岐地区)	4月1日までに 生まれた者 昭和51年4月2	10月15日 まで 3月15日	5月9日	6月20日	40問120分 作文試験 教養試験	適性検査 人物試験
(10月採 用·大学 卒)試験		日4生学るたまみ昭日た卒月業含的1れ教学のに者63年にでたまみ昭日た育を9年含4年にでたまみの年以男業20日込りででででである3見り月ま学(に者での4月まり、2れを9卒を	から 4月15日 まで		から 6月22日 まで	五肢択一式 50問150分 身体·体力検 查	個別面接 作文性検 適体検 査
警察官(大学卒)試験	警察官	(昭日4生学るたみ 平日た業見む ・好年4成ま者法卒業む 元降でたみ を本でに業見り 月まを卒を 年に大者の 成以者し込) 道A とのでに業見か は が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	5月7日 か6月11日 まで	7月11日	8月22日 から 8月25日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検 査 ( ) 体 値 身 のみ)	人個作適身專験 制工性体門武 動主 大人 大性 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大

		次該の者ア月元で性に業見むイ月ま学(者ウ道上でした。 昭日 4 生学るたみ 平日た卒業含柔段者にか当 59ら1れ教学の者 元降性し込 又3はか当 59ら1れ教学の者 元降性し込 又3に次る 4成ま男法卒業含 4生大者の 剣以に次る 4成ま男法卒業含 4生大者の 剣以				
警 (	<b>繁</b>	「昭2年に(育をび者 (次いすア月5で性教学及のイ道上平日業限以男和日4生だ法卒卒を 武のずる 2年に(育をび者 のの成ま見り上生をおりましに業業除 道アれ者昭日4生だ法卒卒を柔段者23で込、)でも 59ら1れ、よし見く B及に 和か月ましに業業除道位柔年にみ段女4平日た学るた込 びも 59ら1れ、よし見く又3道3高の位性月成ま者校大者み イ該 年平日た学るた込 は段は月校者2	9月19日	10月31日 か1月1日 まで	教玉50月120分) 身査はの り 本はの り では のの り では のの しゅう いっぱん は のの しゅう いっぱん は のの しゅう いっぱん は でんしゅう いっぱん は でんしゅう は のの しゅう は いっぱん は しゅう は いっぱん は	人個作適身專験物別文性体門(試面試檢檢実道醫接験查查技 B)

 b
 試験 実施 結果
 受験 申込 (B)
 受験 本 (C)

A   A   A   A   A   A   A   A   A   A	は大変を					あり継べ																	i
(本)		<b>.</b>	 三 三	哲数 (A)	大学卒	短大卒 雇	高校卒 そ				七学本 短う	7本 高校	本 その		受験者義		4					_	5.1現在
									39	75.3%											. 4%	13.5	11
新	ı,	囪	¥	122			-			75.4%	23			25							. 3%	6. 1	15
			抽	373			П			75.3%	99			9							. 3%	9. 7	26
			眠	5						80.0%	П									1 25	. 0%	4.0	П
職業 第 25 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22	ć	型	¥	23					18	78.3%	9			_							%9 :	18.0	П
職業			抽	28					22	78.6%	2										. 1%	11.0	2
			用	4						100.0%	2			- 7							%0 :	4.0	П
## 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			A	8						87.5%	က										%9:	3.5	Т
## 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			1110	12						91. 7%	2			بد							3%	3.7	2
# 1 2 4 4 4 4 100.05 4 4 1 1 15 1			浬	4		<u></u>	<u> </u>			75.0%	2	<u> </u>						<u> </u>			. 7%	г.	2
## 13	П		19	7 0					<u> </u>	66.7%	1 -			, ′							70%	) (	1 -
## 15 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	Ξ		× 1	מ					0 (	00.00	7 (										R 7 .	0.0	٦ (
## 10			<del> </del>	13						69. 2%	9			_							. 3%	3.0	3
# 10			田	32						62.5%	16			16							. 0%	4.0	C
議 1 本 46 32	AIIIE.	洲	女	13						92.3%	6			،ر							. 7%		2
# 3			1110	45						71, 1%	25			25									10
# 1 女 4 4 4 4 4 1 1 25.0% 4 4 1 1 25.0% 4 4 1 1 25.0% 4 0 0 1 4 1 1 25.0% 4 0 0 1 4 1 1 25.0% 4 0 0 0 1 4 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1			田				<u> </u>			2	2	<u></u>		i				<u></u>					1
# 1	M	1	7+	_						100	_				_					1	/00		-
# 3	ÍΉ	Ħ	χ <del>11</del>	7 4						20.0%	# ₹			. 1	+ -					7 6	e e	÷ •	<b>⊣</b> -
# 3				4						100° 0%	4			4.							% O.	4.0	7
# 3 4			民	12					7	58.3%	ಣ										%9 .	3.5	2
A         H         15         9         60.08         5         6         5         3         33.38         3.0           合土木         10         女         14         70.08         7         7         7         2         14.38         7.0           合土木         10         女         8         41         70.08         7         7         7         2         14.38         7.0           合土土         10         女         8         41         70.08         7         7         7         2         2         14.38         7.0           常         10         女         8         41         70.08         7         7         7         2         2         14.38         7.0           第         12         12         12         12         2         1         2         4	*	洲	¥	3					2	99. 2%	2			-7							%0 .	2.0	1
A         A         C			1110	15					6	60.0%	വ			ر.							.3%	3.0	က
上			民	20					14	70.0%	7										. 3%	7.0	2
会主 大         16         72.7%         7         7         7         7         2         12.5%         8.0           会士 大         10         4         67.7%         21         7         7         2         2         10         22.5%         8.0           章士 大         10         46         7.7%         21         1         22         20         9         1         1         22.45%         4.1           章         5         6         50.0%         3         1         2         2         1         1         12         24.6%         4.1           章         5         6         5         6         7         7         2         1         1         2         4.6         4.1         4<	ע	世	*	2						100.0%				_	_								
会主 大         10         5         44         67.7%         21         1         22         20         9         1         10         22.7%         4.4           会主 大         10         女         45         67.7%         21         23         23         23         23         23         24         66.7%         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         25         4.4         4 <td></td> <td>į</td> <td>1110</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>72. 7%</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2%</td> <td></td> <td>2</td>		į	1110	22						72. 7%	7										2%		2
## 2 1 2 2 4 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			田	65		<u> </u>		3	44	67.7%	21			1 22				<u> </u>	,		%2.		10
(			#	0				1	LC:	62.5%	С.										%0		0.
業         2         女         12         5         1         6         50.0%         3         1         4         4         6         7%         1.5           等         6         3         1         3         50.0%         3         1         7         2         2         66.7%         1.5           等         6         女         14         3         50.0%         3         13         7         2         2         66.7%         1.5           章         5         42         1         31         75.5%         13         1         7         2         2         66.7%         1.5           有         4         4         5         3         6.0%         3         1         7         2         6.0%         4         5           有         4         4         5         3         1         4         8         7.2         9         6         7.2           有         1         4         8         7.8         1         6         5         1         1         1         1         1         1           有         4         2         2			1111	73				cr:	49	67. 1%	24			1 25					_		%		13
(株) 2 女 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)			H	12			-	)		20 0%			-	i					•		%0		1
学         計         18         3         19         50,00%         6         1         7         7         2         2         20,00%         4.10           中         5         5         42         1         31         79,5%         13         1         7         7         7         2         2         22,2%         4,5         5         2         1         1         1 <td< td=""><td>.thr</td><td>斑</td><td>1</td><td>27</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td>20.02</td><td>. c</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>70%</td><td></td><td>-</td></td<>	.thr	斑	1	27			4			20.02	. c		4								70%		-
学 6 女         14         12         85.7%         13         13.8%         13         13.8%         13         13.8%         13         13.8%         13         13.8%         13         13.8%         13         13         13         14         15         15         15         6         6         14.0%         7.2           (a)	1J	*	<b>Α</b> #	7			-			50.02 50.03	<b>ی</b> د		-								26€		- <del>-</del>
学 6 女 14         15         15         15         15         15         15         15         15         15         15         15         15         15         15         16         15         17         17         17         17         15         15         16         15         16         17         17         17         17         18         17         17         17         18         17         17         17         18         17         17         17         18         17         17         17         17         17         17         18         17         17         17         18         17         17         18         18         18         19         19         19         19         19         19         19         19         19         19         19         10			<b>H</b>	30			1	-		70.02	<b>5</b> C		-								707		- 4
有量       14       12       12       12       12       12       12       12       13       14       15       15       16       15       16       15       16       17       11       18       9.0         (4)       13       2       100.0%       5       1       6       5       1       6       5       1       6       11.1%       9.0         (4)       4       10       1       11       73.3%       5       1       6       5       1       6       1       11.1%       9.0         (5)       1       4       2       1	,	Ą	R4	00				<del>-</del>		. 0.70 70.70	٠٦ د			T							7. 4.70		
(本)         (4.5)	.1	+	≺ <del>1</del>	# G				-		S	7 L			, -							۶ <b>ک</b>	2	L
気 1 女 22     13     8     1			<b>i</b>	50			,	4		01. L%	CT		+	1							δ.	7.7	C ,
気 1 女 2 2     2 100.0%     4 11.0%       章 事務 3     4 2 2     2 100.0%     5 3     1 1 73.3%     5 4 2 10.0%       章 事務 3     4 2 2	-1	1	职-	13			-			69. 2%	D.			1						1 11	. 1%	0.6	П
編集     1     15     10     1     73.3%     5     1     6     5     1     1     9.1%     11.0       編書     1     25     46     46     83.3%     9     9     8     3     1     <	ſmn	ĺΚ	X:	.77						100.0%				_							-		
会事務     3     25     25     21     84.0%     1     1     1     1     1     1     1     4.8%     21.0%     8.3       年補導     1     4     85     46     83.3%     1     1     1     1     1     4     87%     11.5       中補導     1     4     25     21     84.0%     1     1     1     1     1     4     8.7%     11.5       中補導     1     4     2     1     100.0%     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1       中報     4     2     4     8.3.0%     1     2     2     2     2     1     4     8.7%     11.6       中華     4     2     4     2     3     4     4     2     6     0     0     0     0       日本     4     4     2     4     4     4     4     4     8     7     1       日本     4			11-	15			-			73.3%	ည			1							. 1%	11.0	1
会事務 3         女 25         21         46         83.6%         10         1         1         1         1         1         4.8%         21.0           年 第 3         4         46         83.6%         10         10         9         4         1         4         8.7%         11.5           年 第 3         1         1         33.3%         1			田	30						83.3%	6			, ر							%0 ::	8.3	က
年補業     1     55     46     83.6%     10     9     4     8     7%     11.5       年補業     1     2     1 </td <td></td> <td></td> <td>¥</td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>84.0%</td> <td>П</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>%8:</td> <td>21.0</td> <td>1</td>			¥	25						84.0%	П										%8:	21.0	1
年補準     月     3     1     33.3%     1       中補準     1     4     2     2     50.0%     2     1			1110	55						83.6%	10			1(							. 7%	11.5	4
年補 導     1     女     1			田	3						33.3%	П					1					%).		
計 4 2   2   50.0% 2   2   2   1   50.0% 2   2   1   50.0% 2   0   1   2   129   123   46   0   0   1   47   13.2% 7   16   18   77.9% 61   0   0   61   59   32   0   0   32   17.1% 5.8   14   73.0   53.3   8 5.44   74.5% 187   0   1   2   190   182   78   0   0   1   79   14.5% 6.9			A	1						100.0%	П										%0.	1.0	T
計 72 女 240 185 0 1 1 187 77.9% 61 0 0 61 59 32 0 0 1 79 13.2% 7.8 5.8 18 544 74.5% 187 0 1 2 190 182 78 0 0 1 7 79 14.5% 69 182 78 0 0 0 1 7 79 14.5% 6.9			111111	4						50.0%	7			1						1 50.	%0 :	2.0	_
計 72 女 240 185 0 1 1 187 77.9% 61 0 0 0 61 59 32 0 0 0 32 17.1% 5.8 数据 730 533 0 3 8 544 74.5% 187 0 1 2 190 182 78 0 0 1 79 14.5% 6.9			眠	490			2	7		72.9%	126	0	_					0	-		. 2%	7.6	43
# 730 533 0 3 8 544 74 5% 187 0 1 2 190 182 78 0 0 1 79 14 5% 6 9	ΔíΓ	ijic	*	240			_	_		77 9%	9	0	0					0	0		~	22	30
		į	4	730			ന	00		74 5%	187	C	_	_				_	_		76	9	73

	黙	試験区分	採用予定	輧	受験申込	ار	受験者数		(B)		受験率	第1巻	第1次試験合格者数	<b>}格者</b>	数 (C)		第2次試験	最	最終合格者数	<b>5者数</b>	(D)		最終合格	最終倍率	採用者数	<b>.</b> ₩
(	種類			別		大学卒	: 短大卒		その他			大学卒;		5校卒 そ				大学卒 9	短大卒 7	高校卒 🤅	その他		奉(D)/(B)	_	H23.5.1現存	ΉI
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				爭	3	0	1	16	10	27	90.0%		1	2	2	8	2	l		1	1	2	7.4%			1
(中央 中央		一般事務	23	$\not$	2		11	9	က	20	95.2%		П	4	Н	9	9		П	Η	1	ಣ	15.0%			671
(特別				1111111	2		12	22	13	47	92. 2%		2	9	9	14	13		П	2	2	2	10.6%			3
(出張地区)				黑		6		4	2	6	100.0%			1	5	9	9				2	2				23
学校事務         13         4         12         10         6         12         10         6         12         10         6         12         10         6         29         6         20         6         20         6         20         6         20         6         20         6         20         6         20         6         20         6         6         8         7         8         7         8         7         8         7         8         7         8         7         8         7         8         7         8         7         8         7         8         7         8         8         8         8         8         8         8         8         8         9         7         9 <th></th> <th>総の土木</th> <th>33</th> <th><math>\not</math></th> <th></th> <th>ಣ</th> <th></th> <th></th> <th>က</th> <th>ಣ</th> <th>100.0%</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>2</th> <th>2</th> <th>2</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>1</th> <th>Н</th> <th>33.3%</th> <th></th> <th></th> <th>Ţ</th>		総の土木	33	$\not$		ಣ			က	ಣ	100.0%				2	2	2				1	Н	33.3%			Ţ
特殊等         13         16         17         16         18         17         18         17         18         17         18         18         18         19         18         18         19         18         18         19         1         2         19         16         18				1111111	T	2		4	∞	12	100.0%			П	7	∞	∞				က	က	25.0%			က
学校事務         13         女人事務         13         4         2         6         6         8         8         8         4         2         6         6         8         9         4         2         1         7         3         2         1         6         6         8         9         4         2         1         2         1         2         1         2         1         2         3         2         3         8         8         9         4         2         1         6         8         9         4         2         1         2         3         2         8         8         8         8         8         8         8         9         8         8         8         9         8         8         9         8         9         9         4         2         1         6         8         9         8         9         9         4         9				黑	12.			18	27	108	87.8%		1	3	9	53	28	2		1	1	7	6.5%			5
(	恒	学校事務	13	$\not$	6				9	83	83.8%		2			7	7	လ	2		1	9	7.2%			9
学校事務         3         4         4         4         3         6         7         9 <th>松</th> <th>(出雲地区)</th> <th></th> <th>11111111</th> <th>22.</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>33</th> <th>191</th> <th>86.0%</th> <th>23</th> <th>က</th> <th>က</th> <th>7</th> <th>36</th> <th>35</th> <th>œ</th> <th>2</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>13</th> <th>6.8%</th> <th></th> <th>=</th> <th></th>	松	(出雲地区)		11111111	22.				33	191	86.0%	23	က	က	7	36	35	œ	2	1	2	13	6.8%		=	
学校事務         3         1         6         88.9%         3         1         88.9%         3         1         6         88.9%         3         6         9         0.0%         9	ζ .			署	2		1	3	3	20	83.3%					ಬ	4	3				3	15.0%			Ţ
(	₩	学校事務	3	$\not$	1			က		16	88.9%					က	ಣ					0	0.0%			
(	継	(石見地区)		11111111	4			9	က	36	85. 7%	∞				<b>∞</b>	7	က				က			. ,	_
学校事務         1         4         2         1         2         1         2         1         2         1         1         4         1         1         6         4         1         1         6         4         1         6         4         1         1         1         1         1         3         1         1         2         3         10         0 <th></th> <th></th> <th></th> <th>署</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>1</th> <th></th> <th>4</th> <th>80.0%</th> <th></th> <th></th> <th>1</th> <th></th> <th>4</th> <th>2</th> <th><b></b></th> <th></th> <th>l</th> <th></th> <th>0</th> <th>0.0%</th> <th></th> <th></th> <th></th>				署				1		4	80.0%			1		4	2	<b></b>		l		0	0.0%			
(	醒	学校事務	П	$\not$		3 1	2			3	100.0%	П	П			2	2		П			П	33.3%			
#祭事務	展	(隠岐地区)		11111111	-			1		7	87.5%		1	1		9	4		1			1		7.0	, ,	_
警察事務         1         女         1         3         1         100.0%         1         1         4         6         6         6         6         6         6         7         1				署		3		1	2	3	100.0%	h	L	1	2	3	3	L	L	l		0	0.0%			
合計         26         4         4         6         6         6         6         6         6         7         10,0%         10,0%         7         10,0% <t< th=""><th></th><th>警察事務</th><th>П</th><th><math>\not</math></th><th></th><th>7</th><th>က</th><th>П</th><th>က</th><th>7</th><th>100.0%</th><th></th><th>П</th><th></th><th>2</th><th>က</th><th>က</th><th></th><th></th><th></th><th>П</th><th>П</th><th>14.3%</th><th>7.0</th><th></th><th>П</th></t<>		警察事務	П	$\not$		7	က	П	က	7	100.0%		П		2	က	က				П	П	14.3%	7.0		П
合計         26         女         194         76         43         47         171         88.1%         27         2         8         16         23         23         4         14         8         19.1%         19.1%         19.1%         171         88.1%         27         4         6         23         6         23         6         23         87.8%         81.4%         8         5         4         6         23         4         1         4         3         8         11.0         9         11.0         9         11.0         9         11.0         9         11.0         9         11.0<				盂	1	0	3	2	2	10	100.0%		1	1	4	9	9				1	1	10.0%	10.0	, ,	П
合計         26         女         151         54         47         16         13         8         5         4         6         23         23         4         1         4         13         4         1         4         13         8         11.0         9         11.0         9         11.0				毗	19.			43	47	171	88. 1%	27	2	8	18	22	20	8	0	2	4	14	8. 2%			6
The continue of the continu		合計	56	¥	15			16	15	132	87.4%		2	4	9	23	23	က	4	_	4	12	9.1%	11.0	•	_
試験区分         採用予定         性 受験申込         子等格者数(B)         子等格者数(B)         子等格者数(B)         子等格子数(B)         子等格子数(B)         子等格子数(B)         子等格子数(B)         工作				盂	34	•		59	62	303	87.8%	35	7	12	24	78	73	=	4	3	8	26			2(	0
試験区分         採用予定         性         受験申込         子等格子数(B)         日本の         日本のの         日本のの <th></th> <th>無</th> <th>乳次試</th> <th></th> <th>月 56 日</th> <th>第2次</th> <th></th> <th>10月24</th> <th>Ш</th> <th>10月26</th> <th>Н</th> <th></th> <th></th> <th>l</th>														無	乳次試		月 56 日	第2次		10月24	Ш	10月26	Н			l
人 員 別 者数 (A)         ************************************	試験	試験区分	採用予定		受験申込	ار	受験		B)		受験率	第1巻	は散験を	3格者	)		2次試験	最	終合権	<b>5者数</b>	(D)	———	最終合格	最終倍率		, <b>)</b> ;/
行政         5         女         88         24         78 </th <th>種類</th> <th></th> <th>人 員</th> <th>別</th> <th>者数 (A)</th> <th></th> <th>: 短大卒</th> <th>高校卒</th> <th></th> <th></th> <th>(B)/(A)</th> <th>大学卒;</th> <th>短大卒 肩</th> <th>5校卒 そ</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>大学卒 9</th> <th>短大卒</th> <th>高校卒 ネ</th> <th>その他</th> <th></th> <th><b>率(D)/(B)</b></th> <th>(B)/(D)</th> <th></th> <th>ΉI</th>	種類		人 員	別	者数 (A)		: 短大卒	高校卒			(B)/(A)	大学卒;	短大卒 肩	5校卒 そ				大学卒 9	短大卒	高校卒 ネ	その他		<b>率(D)/(B)</b>	(B)/(D)		ΉI
行政万女38241233078.9%887373310.0%10.0%1142873459969.7%2412522666.1%16.5	煤			黑	10			2	2	69	66.3%		l	1		17	15	3	ļ	l		3	4.3%			33
計 142 87 3 4 5 99 69.7% 24 1 25 22 6 6 6.1% 16.5	盤:	行政	വ	$\not$	33		<b>—</b>	2	ಣ	30	78.9%					$\infty$	7	3				33	10.0%	10.0		$\mathcal{C}$
	柜			抽	14.			4	2	66	69. 7%	24		1		25	22	9				9				9

号外	第	168	号							
<b>*</b>	5.1現在	2	Η	က		2	2	2	က	5
採用者	H23. 5. 1									
倍率	(D)	23.5	12.0	19.7		3.5	6.5	26.5	6.3	4.4
最終	(B)/				. 0					
合格	/ (B)	4.3%	8.3%	5.1%	0.0%	28.6%	15.4%	3.8%	5.8%	6.9%
最終	率(D)					2	1		==	
	計	2	1	လ	0	2	2	2	3	5
(D)	-の他							0	0	0
者数	校卒 その他							0	0	0
合格行	眶							0	0	0
繎	短大卒									
最	大学卒	7	1	က		2	2	7	က	5
試験	者数	11	2	13	2	IJ	7	13	7	20
第2次	受験									
(C)	計	13	3	16	9	9	11	81	6	27
者数(	高校卒 その他	2		2	2	I	3	4	_	5
合格	杨卒							0	0	0
試験	短大卒 津	1		Т		П	1	1	_	2
第1次	大学卒 毎	10	က	13	3	4	7	13	7	20
圏	(A) /	%9	%2	1%	%0	%2	2%	%9	%	6%
受験	(B)/(	63.	66.	64.	40.	87.	56.	59.	73.	62.
	計	47	12	59	9	7	13	53	19	72
(B)	きの他	8		∞	3	Η	4	11	_	12
Ι -	校卒	1	2	က		П	1	1	က	4
受験者数	大卒 高	2	2	4		П	1	2	က	5
耿	大学卒 短大卒 高校卒 その他	36	∞	44	3	4	7	39	12	51
시	_	74	18	92	15	∞	23	68	56	15
験申込	≰ (A)	,	1	U)	1		٧٧	3	~~	11
飲	者数									
輧	l 別	黑	$\not$	軸	角	$\not$	丰	픮	¥	丰
採用予定			33			2			2	
糅	$\prec$									
<b>₹</b>			※	$\widehat{\mathbb{N}}$		事務	$\widehat{\mathbb{N}}$			
試験区分			-般事	1見地		-般事	減成地		和	
孤				A			(隠)			
対験	種類			型		M		別		
船	#							Ì		

第2次試験:12月11日 第1次試験:11月14日

試験	試験区分	採用予定	靯	受験申込		受験者数	数 (B)		飘	受験率 角	第1次試験合格者数	(験合格		(C)	第2次試験	最	最終合格者数		(D)	小	終合格量	最終合格 最終倍率 採用者数	採用者数	
種類		人員	別	者数 (A)	大学卒	大学卒 短大卒 高校卒 その		車		(B) / (A)	大学卒 短大卒 高校卒 その他	:卒 高校卒	5 その他	#=	受験者数	大学卒 9	短大卒 晶	大学卒 短大卒 高校卒 その他		計 率(	率(D)/(B)	(B)/(D)	H23.5.1現在	111
			留	2	3	2			2 100	100.0%	1			1	1	1				1	20.0%	5.0	1	
	一	2	$\not$	43	25	6		3	34 79	79.1%	9			9	ß	П				1	2.9%	34.0	1	
			111111	48	28	11		39		81.3%	7			7	9	2				2	5.1%	19.5	2	
			角	3	3				3 100	%0 .001	2			2	2	1	<b></b>			1	33.3%	3.0		
	臨床検査技師	2	$\not$	7	, 2	П		П	7 100	100.0%	ಣ	П	П	2	4		П			1	14.3%	7.0	1	
¥			抽	10	8	1		1	10 100	100.0%	5	1	1	7	9	1	1			2	20.0%	5.0	1	平区
			角																					
夲	歯科衛生士	П	$\not$	7	2			4	7 100	100.0%	2	П	ಣ	9	S				П	П	14.3%	7.0	1	
4			1111111	7	7	П		4	7 100	100.0%	7	П	က	9	5				1		14.3%	7.0	1	
<u></u>			角	9	5			1	9 100	%0 .001	2			2	2					0	0.0%			
盐	診療放射線技師	П	$\not$	4	3				3 75	75.0%	4			4	2	П					33.3%	3.0	1	
翻			#=	10	8			Т	6	90.0%	9			9	4	1				1	11.1%	9.0	1	
¥			署	1	1				1 100	%0 .001				0										
	保健師	2	$\not$	22	16	4		2	20 90	90.9%	11	3		14	13	ಬ	П			9	30.0%	3.3	9	,-
			抽	23	17	4		21		91.3%	11	3		14	13	5	1			9	28.6%	3.5	9	
			眠	15	12	2	0	1	15 100	100.0%	2	0	0 0	2	5	2	0	0	0		13.3%	7.5	-	
	和	=	¥	88	ਹ	15	0	5 7	<del>-</del>	85. 5%	56	2	4	35	29	7	7	0	_	· 유	14. 1%	7.1	9	_
			丰	98	63	17	0	8	86 87	87.8%	31	5 0	0 4	40	34	6	2	0	_	12	14.0%	7.2	11	$\equiv$

黙蹶	試験区分	採用予定 性	扣	受験申込	<b>∀</b> 1	吸	受験者数	(B)		<b>吳</b> 縣率		第1次試験合格者数	<b>美合格</b>	岩数	(C)	第2次試験		最終合格者数		(a)	春	終合格力	最終倍率	最終合格 最終倍率 採用者数	٠,١-٧
種類		人 員	別	者数 (A)		大学卒 短大卒 高校卒 その他	4 高校	本  その	抽	(B) / (A)		大学卒 短大卒 高校卒 その他	: 高校卒	5 その他	1 ##	受験者数		大学卒 短大卒 高校卒 その他	5校卒 そ		計 率(	率(D)/(B)	(B) / (D)	H23.5.1現在	ய
		25	角	120		85			85	%8 .02	29 %8				29	09	25				25	29.4%	3.4	21	1
	大卒		$\not$																						
	(10月採用)	25	111111	120		85			85	70.8%	8 67	7			67	09	25				25	29. 4%	3.4	21	
		28	角	464	317	7			317	68.	3% 94	1			94	69	37				37	11.7%	8.6	23	~
	大卒	4	$\not$	∞	80	42			42	52.5%	9% 10				10	8	4				4	9.5%	10.5	4	+
		41	1111111	544	4 359	6.			359	66.0%	104	-			104	77	41				41	11. 4%	8.8	27	_
¥		12	田	136	99		3 7	75 37	7 115	84.	%9		23	3 1.1	1 34	88			~	4	12	10.4%	9.6	12	口口
in in	高本程度	2	$\not$	2	20		4	7	4 15	75.	%0	2	4		7	9			2		2	13.3%	7.5		2
4		14	抽	156	9	-	2	82 41	1 130	83.	3%	2	, 27	12	2 41	39			10	4	14	10.8%	9.3	14	世
K		1	角		2	3			3	%0 .09		3			3	8	1	L			1	33.3%	3.0	I	
ţ	武道A		$\not$																						77
ш	(大卒)	1	1111111		2	က			က	60.0%		က			က	သ	Т				<del></del>	33.3%	3.0		ŦÞ
		1	角		2		<u> </u>	2	2	100.0%	%(		2	67	2	2			П			50.0%	2.0		
	武道B		$\not$																						
	(高卒程度)	1	1111111		2			2	2	100.0%	%		2	<u> </u>	2	2			1		1	50.0%	2.0	1	
		9/	眠	727	7 405		3 7	77 37	7 522	71.8%	191 %	0	23	11	195	162	63	0	6	4	9/	14. 6%	6.9	28	~
	和	9	¥	100		42	4	7	4 57	57.0%	10	2	4	_	17	14	4	0	7	0	9	10.5%	9.5		9
		82	盂	827	7 447	<b>1</b> 1	7 8	84 41	1 579	70.0%	171	2	27	12	212	176	29	0	Ξ	4	83	14. 2%	7.1	64	_
	(日)学口ップ 公里4年十二			クエクエーノントーナル			人士 ひょういん サム 田久			1															1

大卒試験(10月採用) ………第1次試験:5月9日、第2次試験:6月20日~22日

大卒試験………第1次試験:7月11日、第2次試験:8月22日~25日

高卒程度試験………第1次試験:9月19日、第2次試験:10月31日~11月1日 武道A試験………第1次試験:7月11日、第2次試験:8月21日~22日

武道 B 試験………第1次試験:9月19日、第2次試験:10月30日~31日

# (4) 昇任試験

## a 試験実施概要

試験の			<b>=</b>	式 験 日 和	呈	試 験	内 征	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
種類	区 分	受験資格	試験実施 通 知 日	第1次 試 験	第2次 試 験	第1次試験	第	2次試験	
警 部 昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	7月5日	(法学試験) 8月27日 (1次試験) 10月4日	11月15日	(法学試験) 勤務成績等評定 筆記試験 3 科目 (一次試験) 筆記試験 5 科目 勤務成績等評定			験
警部補	一般	巡査部長とした期間が4年(大ではあり以上の者年)以上の者	7月5日	(予備試験) 8月30日 (1次試験) 10月14日	11月19日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定			験
	専 門	巡査部長とした期間が8 年以上の者で、年齢40 歳以上の者	7月 5 日	10月14日	11月19日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口 清	述試り	験
巡査部長 昇任試験	一般	巡務した 動務 4年(大 卒者にあって 本では2年)以 上の者	7月 5 日	(予備試験) 8月31日 (1次試験) 10月15日	11月24日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口道術	述 試 験 斗 試 験	
	専 門	巡査をした 動務が12年(と を を と た た り り 12年(ま り で 者 は 8 名 き る 者 さ る る る る る う ら い い い い い い い い い い 、 い い 、 い 、 い 、 い	7月 5 日	10月15日	11月24日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口流	<u>术</u> 試 験 科 試 験	

# b 試験実施結果

試験の種類	区分	申者	込数	予 受 験 者 数	備 試受験率	験 合 格 者 数	第 <sup>3</sup> 受 験 者 数	受験率	<ul><li>大 験</li><li>合 格</li><li>者 数</li></ul>	第2次 試験合 格者数	最 終 合格率	昇 任 者 数
警部昇任試験	一般		174	174	100. 0	78	78	100. 0	22 22	10	% 12. 8	10
警 部 補	一般	*	183	<b>※</b> 182	99. 5	80	106	100.0	40	27	25. 5	27
警 部 補 昇 任 試 験	専門		5	_	_	_	5	100.0	3	2	40.0	2
升任武鞅	計	*	188	<b>※</b> 182	99. 5	80	111	99. 1	43	29	26. 1	29
巡査部長	一般	*	250	<b>※</b> 247	98.8	84	106	100.0	46	32	30. 2	32
	専門		9	_	_	_	9	100.0	5	3	30.0	3
昇 任 試 験	計	*	259	<b>※</b> 247	98.8	84	115	100.0	51	35	30. 4	35
合	計	*	621	<b>※</b> 603	97. 1	242	304	99. 7	116	74	24. 3	74

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者27名。巡査部長予備免除者22名)

# イ選考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(ア)及び(イ)のとおりである。

## (7) 採用選考

a 適用根拠規定状況

	— ************************************	部 局	知 事 部 局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職	第	細則第3条第1号・2号 ・8号	12 (12)		3 (1)	17 (17)	1 (1)	33 (31)
員の	7 条	(行政職3級以上・公安職4級以上)						
任	第	細則第3条第3号 (海事職)	_	ı	ı	-	_	_
用	2	細則第3条第4号 (研究職の2級以上)		-	-		-	_
に関	号	細則第3条第5号~7号 、9~11号 (医療職)	11	1	_	_	_	12
す		7条第5号 の地方公共団体又は国の在 肴)	3 (3)		П	5 (5)	-	8 (8)
る規		7条第6号 つて職員であった者)	_	_	_	_	_	_
則		7条第7号・8号 争試験を行うことが不適当 戦)	_	-	_	_	_	_
		共団体の一般職の任期付職 目に関する法律第3条	1				-	1
		は団体の一般職の任期付研 採用等に関する法律第3条	_	_	_	_	_	_
		合 計	27 (15)	1	3 (1)	22 (22)	1 (1)	54 (39)

(注) ( )内は割愛採用で、内数である。

# b 職種別状況

職 種	部局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
	部 · 次 長 級	1		2		1	4
	課長級	5		1			6
行 政 職	ク゛ルーフ゜リータ゛ー	3			1		4
	企 画 員	1					1
	主任・主任主事・主任技師	5			2		7
	• 主事 • 技師級						
	計	15		3	3	1	22
	警 視				3		3
公安職	警部·警部補 級				13		13
	巡査部長				3		3
	巡查						
	計				19		19
海事職							
研究職	学 芸 員						
н) <u>Л</u> 1вд	研 究 員						
医療職(一)	医師	5	1				6
医療職(二)	獣 医 師	6					6
医療職(三)							
任期付職員	医師	1					1
合	計	27	1	3	22	1	54

公開選考試験実施結果 (a又はbの一部)

ပ

3/m		/27	/28	/2	/27	/28	/ 2	/27		8	/27		8/8	/27		8	: 書類		/20	/30		2 /27		実施	
備考		1次:6/27	$\sim 6/28$	2 ℃:8/2	1次:6/27	$\sim 6/28$	2次:8/2	1 7 : 6 / 27		2次:8/	1次:6/27		2次:8	1%:6/27		2次:8/8	1次:書		2次:11/20	1次: 1/30		2次:2		6 /27~28実施	
%用者数	H23. 5. 1現在	3		က	П		1	1		-	1		1	1		1		1	1		1	1	1	က	4
最終合格 最終倍率 採用者数	(B)/(D) H	5.0		5.0	12.0		15.0	17.0		24.0	11.0		17.0	7.0		12.0		1.0	14.0		4.0	5.0	1.5	1.0	1.2
合格 最		20.0%		20.0%	8.3%		6.7%	5.9%		4. 2%	9.1%	0.0%	5.9%	14.3%		8.3%	0.0%	100.0%	7.1%	0.0%	25.0%	20.0%	%2 '99	100.0%	83.3%
最終	率(D)/(B)	3 20		3 20	8		1 6	1		1	1	0	1 5	14		1 8	0 0	100	1 7	0 0	1 25	1 20	2 66	3 100	5 83
<u> </u>	抽																								
者数 (D	短大卒 高校卒 その他																								
最終合格者数	5大卒 高																								
最終	大学卒 毎	3		က	1		1	1		-	1		1	1		1		П	1		П	П	2	သ	2
第2次試験	受験者数	8		∞	9		9	9		9	3	သ	9	3		3	2	1	9	1	2	က			
	抽	8		∞	9		9	9		9	3	ಣ	9	3		3	5	П	9	1	3	4		ب	
5数(	その他	1		1																				対験な	
第1次試験合格者数 (C)	大学卒 短大卒 高校卒 その他																							第2次試験なし	
次試簓	短大卒																							無	
第1	大学卒	2		7	9		9	9		9	3	ಣ	9	3		3	5		9	1	ಣ	4			
受験率	(B) / (A)	75.0%	0.0%	71.4%	75.0%	42.9%	65.2%	73.9%	53.8%	66. 7%	78.6%	85.7%	81.0%	100.0%	83.3%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%	100.0%	100.0%
	11111	15	0	15	12	3	15	17	7	24	11	9	17	2	S	12	13	П	14	1	4	വ	3	3	9
(B)	その他	1		1													1		1						
受験者数(	短大卒 高校卒																								
受験																									
~	大学卒	14		14	3 12	7	3 15	3 17	2	24	11	9 2	17	L L	9	3 12	3 12		13	3 1	2	5 5	3 3	3	9 9
受験申込	者数 (A)	20		21	16		23	23	13	36	14		21			. 13	13		. 14						
#用予定 性	具別	用	3 女	1111111	用	_ 女	抽	用	_ 女	抽	用	_ 女	盂	用	1 女	盐	用	_ 女	抽	用	_ 女	抽	用	8 女	抽
· **	~			ű.		#				().			(]			<u></u>						(重			
試験区分		研究員	(電子電気・応用を開き) はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	8年、旧秋上日 養械金属技術)	研究員	(バイオ・生	命工学)		文化財研究員	(日本中世史)		文化財研究員	(日本近世史		文化財研究員	(保存科学)		中山間研究員			平洪宣	(日本近代洋画		獣医師	
試験	種類		_ <del> 1</del>	<del>v 40</del>	I		1		. 1		澂	4	ŗ	紅		畿									

試験	試験区分	採用予定	和	受験申込		受験者数		(B)	Mr\	受験率	第1次試験合格者数 (C)	)験合格	<b>5者数(</b>		第2次試験	最終合	最終合格者数	(D)		最終合格 最終倍率 採用者数	最終倍率	採用者数	備考
種類		¥ Υ	月別	者数 (A)	大学卒	短大卒 高校卒		その他	計 (I	(B) / (A)	大学卒 短大卒 高校卒 その他	卒高校卒	ト その他	丰	受験者数	大学卒 短大卒 高校卒 その他	ト 高校本 そ		丰	率(D)/(B)	(B)/(D) 1	H23. 6. 1現在	
			用	3	2	<b></b>	L		2	%2 '99						2			2	100.0%	1.0	2	
	薬剤師	က	$\not$	П	П					100.0%		第2次	第2次試験なし	۲,		П			П	100.0%	1.0		
			辈	4	3				3	75.0%						3			3	100.0%	1.0	2	6 /27~28実施
			角	2	3			1	4	57.1%									0	0.0%			
	身体障がい者対象	- EX	$\not$	2	П	П			2	100.0%		第2次	第2次試験なし	۲,		. ¬			П	50.0%	2.0	П	
	(一般事務)		盂	6	4	-		-	9	66.7%										16.7%	6.0	1	12/4 実施
			角	2		l	1		1	50.0%							1		1	100.0%	1.0	1	
	身体障がい者対象	- IIV	$\not$									第2次	第2次試験なし	۲,									
	(警察事務)	_	榀	2			1		-	50.0%							П		1	100.0%	1.0	1	12/4 実施
			角	4		<b></b>	1	2	3	75.0%									0	0.0%			
財	船舶乗組員		$\not$									第2次	第2次試験なし	۲,									
Ŋ	(航海)		늎	4			1	2	3	75.0%									0	0.0%		0	12/5 実施
析			用					1		100.0%									П	100.0%	1.0	1	
	船舶乗組員		$\not$									第2次	第2次試験なし	ب									
紅	(機関)		抽	1				1	П	100.0%								1	1	100.0%	1.0	1	12/5 実施
盤			里	4		$\vdash$			П	25.0%									0	0.0%			
Ŕ	船舶乗組員		$\not$									第2次	第2次試験なし	۲,									
	(司厨)		늎	4		1			1	25.0%									0	0.0%		0	12/5 実施
			用	2		·		2	2	100.0%								1	1	50.0%	2.0	1	
	ヘリコプター整備士		女									第2次	第2次試験なし	۲									
			桖	2				2	2	100.0%								1	1	50.0%	2.0	1	12/5 実施
			用																				
	看護師	2	$\not$	ec .				က	ಣ	100.0%		第2次	第2次試験なし	۲,				2	2	66.7%	1.5	2	
	(あさひ診療所)		抽	က				3		100.0%								2	2	66. 7%	1.5	2	8/29実施
			用	_		-	2	8		76. 2%	31	) 0	0 1	32	32	11 (	0 1	2	14	15.1%	9 .9	13	
	和丰	28	¥	26	33	_	0	က	35	62. 5%	7	0	0	7	9	9	o _	7	6	25. 7%	3.9	∞	
			盂	178	113	2	2	11 1	28	71.9%	38	0 0	0 1	39	38	17	1	4	23	18.0%	5.6	21	

色田		/26			8/21~22						~			27			4			/15			/31			/26		
対策田		9			8/21						10/2			10/27			12/			1/			1/			9		
採用者数	E23. 5. 1現在	3	3	9	1	4	5	2	23	25	0		1	0	1	1	0	4	4	0	0	0	0	1	1	0	0	<
最終倍率 採用者数	(B) / (D)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		1.0	1.0		1.0	1.0		1.0	1.0	1.0		1.0		1.0	1.0			
最終合格力	率(D)/(B)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%	97.4%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%		100.0%		100.0%	100.0%			
略		3	<u>හ</u>				8	3	34	37						1 1		4	4	1		1			1			
<u>ا</u> ۲	他計	0	2	7	0	2	2	1	10	11 3	0	0		0	1	1	0	3	3	0	0		0	0		0	0	
χ (D)	5 その他	<u> </u>	0			0		(			(	0		(			(	0		(						<u> </u>	0	
Y 有劣	高校卒	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
取於行俗有欽	豆大卒	1	1	2	0	2	2	1	15	16	0	П	1	0	0		0	П	1	1	0	1	0	П	1	0	0	
財素	大学卒 短大卒 高校卒	2	0	2	1	လ	4	1	6	10	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
第2次試験	受験者数																											_
	計					۲,			ر,			ر,									_						ر,	
1数((	その他		試験な			試験な			試験な			試験な			試験な			試験な			試験な			2 次試験なし			試験な	
第1 次試験台格有数(C)	大学卒 短大卒 高校卒 その他		第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験な			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次			第2次試験なし	
	大学卒 短																											
扒獸淨	(B) / (A)	100.0%	75.0%	85.7%	100.0%	87.5%	88.9%	60.0%	97. 2%	92. 7%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%		100.0%		100.0%	100.0%			
	計	3	3	9	1	7	8	3	35	38		П	П		П	1		4	4	1		1		П	1			_
<u>ٽ</u> [	その他	0	2	7	0	2	2	1	11	12	0	0		0	П	1	0	3	3	0	0		0	0		0	0	
致 (B	校本 そ	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
灾颗有数	短大卒 高校卒	1	П	7	0	2	2	1	15	16	0	П	П	0	0		0	П	1	1	0	1	0	П	1	0	0	
¥	大学卒 短7	2	0	7	1	က	4	1	6	10	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
受験申込	者数 (A)   大学	3	4	7	1	∞	6	2	36	41	0	1	1	0	П	1	0	4	4	1	0	1	0	П	1	0	0	
性	別者	用	$\not$	抽	禹	$\not$	丰	幺	¥	抽	黑	$\not$	抽	用	$\not$	抽	角	¥	計	田田	X	抽	幺	¥	抽	眠	$\not$	-
探用予定 /	人員	1	10	-,					. 1	.,		. 1	.,	. 1		.,	- 1	(12)	.,	. 1		.,	. 1			- 1	2	_
試験区分			看護師	(免許有)		看護師	(A:免許有)		看護師	(B:免許無)		看護師	(随時)		看護師	(随時)		看護師	(随時)		看護師	(随時)		看護師	(随時)		助産師	
臣		1			<u> </u>																							_

# (4) 昇任選考

# a 級別昇任者数

	部 局	知事部局	病院局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	敬家士立	計
給料表	級	지 푹 리 계	州 阮 川	合安貝云寺	秋 月 安 貝 云	音祭平司	耳
	9	7人	1人	2人	Д	Д	10人
	8	19			1		20
	7	17	1	2	2	1	23
行 政 職	6	70		5	10	1	86
	5	69	2	6	16	10	103
	4	104	3	8	16	10	141
	3	27	1	2	4	6	40
	2	32	2		8	10	52
	計	345	10	25	57	38	475
	9					3	3
	8					6	6
	7					7	7
八分野啦	6					27	27
公 安 職	5					34	34
	4					32	32
	3						
	2						
	計					109	109
	5				1		1
	4						
海 事 職	3						
	2						
	計				1		1
	5						
	4	1					1
研究職	3	9			2		11
	2						
	計	10			2		12
	4	1					1
医療職(一)	3	2	4				6
Z/37,194 ( )	2	2					2
	計	5	4				9
	7						
	6	3	2				5
	5	2	5				7
医療職(二)	4	3	5				8
	3	3	5				8
	2	1	3				4
	計	12	20				32
	7						
	6		3				3
	5		11				11
医療職(三)	4	1	22				23
	3		46			1	47
	2						_
^	計	1	82			1	84
合	計	373	116	25	60	148	722

## (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

## ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成22年10月18日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は次のとおりである。

## (ア) 報告

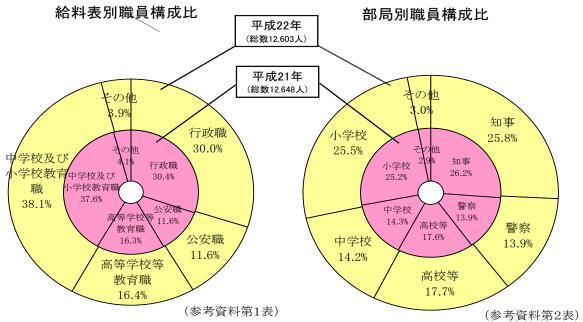
## a 職員給与の概況

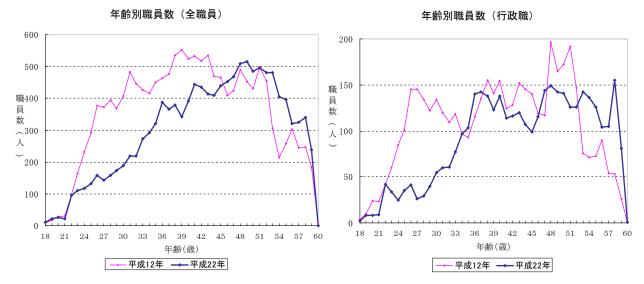
県職員の平成22年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

		Þ	分	職員数(	構成比)	平均	年齢	平均経	験年数
給	料 表			平成22年	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
				人	人	歳	歳	年	年
行	Ī	攺	職	3, 782	3, 843	44.3	44.3	22.7	22.8
				(30.0%)	(30.4%)				
公	<u>,</u>	安	職	1, 458	1, 462	40.0	40.2	19. 0	19. 2
	-	<u> </u>	4147	(11.6%)	(11.6%)	40.0	40.2	19.0	19. 2
海	-	de ·	T/\psi	46	48	41 0	40.0	01.0	00.7
海	+	事	職	(0.4%)	(0.4%)	41.8	40.6	21.8	20. 7
				245	248				
研		究	職	(1.9%)	(2.0%)	42.8	43. 1	19.8	20. 1
				38	39				
医	療職	(	1 )			42.9	43.0	17.2	17.4
-				(0.3%)	(0.3%)				
医	療 職	(	2 )	100	120	44.6	43.7	21.4	20.9
				(0.8%)	(0.9%)				
医	療 職	(	3 )	64	69	43.4	44. 1	20.9	21. 7
	7月 収	(	3 )	(0.5%)	(0.5%)	43.4	44.1	20.9	21. 1
	44 N. L.	444	w	2,068	2,066				
高	等 学 校	等	教 育 職	(16. 4%)	(16.3%)	43.8	43.5	21. 1	20.9
				4, 802	4, 753				
中学	や校及び.	小学村	交教育職			45.2	45.0	22.5	22.3
				(38. 1%)	(37.6%)				
				12,603	12, 648				
合			計			44.0	43.9	21.9	21.8
				(100.0%)	(100.0%)				

(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。





# 職員の平均給与月額の状況

区分	全事	畿 員	行 政 職	の職員
項目	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
	円	円	円	円
給料	372, 591	375, 616	349, 521	353, 262
管 理 職 手 当	6, 350	6, 331	7, 938	7, 693
扶 養 手 当	11, 444	11,699	12, 796	13,074
地 域 手 当	432	422	604	599
住 居 手 当	3, 549	3,606	2, 231	2, 353
特地勤務手当	4,610	4,650	3, 351	3, 434
そ の 他	2, 396	2, 454	1,904	1, 999
Δ ∌I.	401, 372	404, 778	378, 345	382, 414
合 計	(376, 403)	(379, 648)	(354, 103)	(358, 026)

- (注) 1 合計の欄の( )は減額措置後の額である。
  - 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。
  - 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を 含む。)の合計額である。
  - 4 その他は、初任給調整手当等である。

#### b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内237の民間事業所のうちから層化無作為抽出法 <sup>(注)</sup> により抽出した126所を対象に「平成22年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち121事業所の調査を完了した。

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、96.0%と引き続き極めて高い ものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,601人及び研究員、医師等職種1,069人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

#### (a) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は16.7%(昨年17.2%)、

ベースアップを中止した事業所の割合は33.8% (同35.7%) とともに昨年に比べて減少している。一方、ベースダウンを実施した事業所について、昨年は1.2%であったが、本年は該当がなかった。

また、一般の従業員について、定期昇給を実施した事業所の割合は82.8%(昨年65.5%)と増加し、定期昇給を停止した事業所の割合は1.4%(同15.1%)と減少している。昇給額が昨年に比べ増額となっている事業所の割合は38.7%(同26.0%)と増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は11.0%(同12.7%)と減少している。

# 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	16. 7	33. 8	0. 0	49. 5
	(17. 2)	(35. 7)	(1. 2)	(45. 9)
課長級	14. 8	29. 7	1. 4	54. 1
	(17. 8)	(23. 4)	(1. 9)	(56. 9)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。
  - 2 ( ) 内の数字は、平成21年の割合である。

# 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目	定期昇給 定期昇給実施 ウエリス						
役職段階	制度あり		昨年に 比べ増額	昨年に 昨年と 比べ減額 変化なし		定期昇給 停 止	定期昇給制度なし
係員	84. 2 (80. 6)	82. 8 (65. 5)	38. 7 (26. 0)	11. 0 (12. 7)	33. 1 (26. 8)	1. 4 (15. 1)	15. 8 (19. 4)
	81. 1	78.8	34. 9	10. 9	33. 0	2. 3	18. 9
課長級	(67. 5)	(54. 6)	(22. 7)	(12. 1)	(19. 8)	(12. 9)	(32. 5)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。
  - 2 ( ) 内の数字は、平成21年の割合である。

## (b) 雇用調整の実施状況

平成22年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は43.1%と 昨年(5.7%)に比べて減少しているものの、依然として高い水準となっている。

# 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項目	採用の 停止 ・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 ヘ転換	残業の 規制	一時帰休 • 休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	抽
実施 事業所 割合	21. 9 (17. 0)	1. 5 (2. 2)	4. 5 (11. 3)	1. 8 (7. 0)	4. 4 (4. 5)	1. 5 (0. 0)	16. 7 (24. 6)	16. 7 (26. 9)	0. 0 (2. 8)	10. 0 (11. 9)	43. 1 (55. 7)

- (注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。
  - 2 ( ) 内の数字は、平成21年の割合である。

### C 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で△1.2%、松江市で△0.7%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ184,950円、200,800円及び216,660円となっている。

d 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成21年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、98.7であった。 本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり93.1となっており、平成17年度以降は全国で も低い水準となっている。

## 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成21年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	4
100以上102未満	1 6
98以上100未満	1 1
96以上 98未満	7
94以上 96未満	4
9 4 未満	5
都道府県平均指数	98.7
島根県	93.1

備考 ラスパイレス指数:地方公共団体の一般行政職の給料額と国の 行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数 別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、 国を100としたもの

## e 職員給与と民間給与との比較

## (a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務に おいては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について 行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与370,200円に対して職員給与は減額措置 前では380,965円であり、10,765円(2.83%)上回っているが、減額措置後では356,542円であり、逆に13,658円(3.83%) 下回っている。

民間給与(A)	職員	員給与(B)	較差 A-B ((A-B)/B×100)
370, 200円	減額措置前	380, 965円	△ 10,765円 ( △2.83%)
	減額措置後	356, 542円	13,658円 ( 3.83%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は 1(1)の表「職員の平均給与月額の状況」の額とは異なっている。

## (b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額の3.61月分に相当していた。これは、昨年(3.65月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.90月)を0.29月分下回っている。

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例

による減額率分に相当する月数を減じた月数(3.67月分)と比べても、民間の支給割合が0.06月分下回っている。

## 職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差 (A-B)		
3.61月分	3.90月分	△0.29月分		
	(3.67月分)	(△0.06月分)		

(注) ( )内は、期末・勤勉手当の支給月数(3.90月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

#### f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

## (a) 月例給について

本県の民間事業所の給与等の状況をみると、定期昇給が改善傾向にあるものの、ベースアップを中止した事業所の割合や、 賃金カット等の雇用調整の実施状況については依然として高い水準にとどまっている。このような状況の中で、本年4月分 の職員給与と民間給与を比較したところ、減額措置前では職員給与が民間給与を上回っており(2.83%)、昨年(2.83%)と同 じ較差率となった。

このように、昨年の給料月額の減額改定及び切替に伴う差額の減少により職員の給料水準が段階的に引き下げられている にもかかわらず、依然として県内の民間給与が減額措置前の職員給与を下回り、その較差が縮小しておらず調整を要する状況となっている。

一方、国は、俸給表(医療職俸給表(一)、任期付研究員俸給表(若手育成型)及び若年層等の職員が受ける号俸を除く。)の引下げ改定とともに、50歳台後半層の職員の給与の抑制措置を併せて行うこととしている。具体的には、国は定年延長に伴う給与制度の見直しの中で、50歳台後半層を中心とする50歳台の給与の在り方について必要な見直しのための検討を行うこととしており、当面の措置として50歳台後半層の職員の俸給等及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減ずることとした。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については一定の引下げを行う必要があると判断した。

引下げを行うに当たっては、本県職員について特例条例による給与の減額措置が継続中であり、減額措置後の職員給与が 民間給与を下回っている中で、公務への有能な人材の確保や職員の士気の確保の観点等を引き続き考慮する必要がある。

また、人事院は俸給表の引下げ改定に併せ、50歳台後半層の職員 (注1) を対象とした給与の抑制措置を給与制度の見直しを 念頭に置いて勧告している。

以上を総合的に勘案して人事院勧告に準じた給料表の引下げ改定及び当該給与の抑制措置を行うこととする。

なお、給料月額について上記の改定及び措置を行うことから、切替に伴う差額の算定基礎となる額についても人事院勧告 の内容を考慮して引き下げることとする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料 月額及び切替に伴う差額の算定基礎となる額の引下げ改定並びに50歳台後半層の職員の給与の抑制措置を行うこととする。 (註2)

50歳台後半層の職員の給与の抑制措置の適用を受ける職員に支給する農林漁業普及指導手当及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)についても、当該給与の抑制措置と同様の措置を講ずることとする。

- (注1) 行政職俸給表 (一) 5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職俸給表 (一) 適用職員、指定職俸給 再任用職員、任期付研究員並びに特定任期付職員を除く。
- (注2) 国は、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表を廃止しているため、当該俸給表にかかる勧告を行っていない。

#### (1) 期末手当・勤勉手当について

前記のとおり、民間の特別給の支給割合 (3.61月分) は昨年 (3.65月分) と比べて減少 (△0.04月分) している。このため職員の期末手当・勤勉手当の支給月数 (3.90月分) は民間の支給割合を0.29月分上回っている。

また、特例条例による減額措置により実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数 (3.67月分) で比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を0.06月分上回っていることが認められた。

一方、国は、期末手当・勤勉手当の年間の支給月数を3.95月分とすることとしている。

本委員会は、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から、国や他の都道府県の職員の状況を考慮し、一定の水準を確 しつつも、広く県民の理解を得るために地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要があると考えて いる。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、0.05月分引き下げ3.85月分とすることが適当であると判断した。

なお、引下げに当たっては12月期の期末手当を0.05月分引き下げることとする。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることとする。

(c) 高等学校及び特別支援学校に設置される主幹教諭について

学校教育法が改正され、平成20年4月1日より学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭 (注) を置くことができることとなった。

#### (注) 各職の職務内容

- ・副 校 長:校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭:校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭:児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

本県においては平成21年4月より小・中学校に主幹教諭が設置されたところであるが、今般、平成23年度より高等学校及び特別支援学校に主幹教諭を設置する方針が決定されたところである。

この方針決定を受け、本委員会として主幹教諭の処遇を検討した結果、小・中学と同様に以下のとおりとすることが適当であると判断した。

### i 主幹教諭の給料表

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、給料表に定める職務の級に分類することとされており、現在の4級制の高等学校等教育職給料表のうち、教諭は2級、教頭は3級に分類されている。

高等学校及び特別支援学校に新たに設置される主幹教諭の職務については、その職責等が現在の教諭、教頭のいずれと も異なることから、現行の2級と3級の間に新たな級(特2級)を設けることとする。

### ii 主幹教諭の諸手当等

主幹教諭については、教職調整額を支給することとし、管理職手当は支給しない。

また、期末手当・勤勉手当における役職段階別加算の割合については、100分の10とする。

(注) 教育職員には時間外勤務手当は支給されず、校長及び教頭には管理職手当が、職務の級が1級又は2級の教諭等には教職調整額(給料月額の4%)が支給されている。

また、期末手当・勤勉手当の基礎となる額については、職の職制上の段階、職務の級等に応じ、校長及び教頭については給料月額の10~20%が、教諭については給料の月額の0~10%が、それぞれ加算(役職段階別加算)されている。

#### ⅆ その他の手当等について

## i 時間外勤務手当

月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合については、労働基準法の改正に伴い、本年4月より引上げを行ったところである。国においては、民間の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとした。本県においても、県内民間事業所の実態を踏まえ、人事院勧告に準じて平成23年度から月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日を含めることとする。

## ii 特地勤務手当等

平成22年4月に国家公務員の特地公署等及び小・中学校等教職員のへき地学校等の見直しが実施されたところであるが、本県においても国の特地公署等及びへき地学校等との均衡を考慮し、特地公署及び準特地公署の見直しを行う必要がある。

## iii 初任給調整手当

家畜伝染病発生時の対応等、獣医師の役割がより重要となる中、本県においては獣医師の採用者数が採用予定者数を下回る状況が続いている。現在、本県の獣医師のうち半数近くが50歳台であることから、このような状況が続いた場合、今後の獣医師の退職により必要な獣医師数の確保が困難になることが考えられる。このことから、本県における獣医師の確保を図るため、獣医師に支給する初任給調整手当を改善する必要がある。

#### iv 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、手当の対象となる業務を精選し、実績や業務の特殊性をより反映した支給内容となるよう見直しを行う必要がある。

#### v 教育職員の給与等

本年度の文部科学省予算においては、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減が予定されているところであるが、本県における教員給与については、職務や実績に見合った教育職員の処遇を行うという観点から、国や他の都道府県の動向を踏まえ、適時適切に見直しを行っていく必要がある。

## (e) 改定の実施時期等について

今回の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であることから、この改定を実施するための条例の規定は遡及することなく施行日からの適用とする。

また、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

なお、現在職員給与について特例条例による減額措置が行われており、実際の職員給与の支給水準が民間給与を下回っていること等を考慮し、今回の改定に伴う給与の年間調整については行わないこととする。

#### (f) 人事管理上の課題について

#### i 人材の確保・育成

社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、県の果たすべき役割はこれまで以上に大きくなっており、複雑・高度化する行政課題に対応した質の高い行政運営を進めなければならない。そのためには、高い気概、使命感、倫理観を持った優秀な人材や高度な専門的知識や民間企業等の経験を有する多様な人材の確保が必要不可欠である。

このため、職員採用に当たっては、細やかな知識の検証よりも論理的な思考力・応用能力の検証や人物面をより重視していく必要がある。

また、採用試験における応募者数については、採用予定者数に比して受験者数が増加せず、受験年齢人口の減少、民間 企業志向等により依然減少傾向にあり、人材確保上厳しい状況が続いている。

今年度の採用試験の実施に当たっては、年齢要件等の緩和やより人物重視の試験とするための制度見直しを行った。また、民間企業経験者等を対象とする経験者採用試験を7年ぶりに行うことにしている。

引き続き優秀かつ多様な人材を確保するために、このような見直し等の効果を検証した上で、試験制度の一層の見直し・改善に取り組む必要がある。

さらに、近年の職員採用の抑制に伴い、他の年齢層に比べて30歳台前半以下の層が少ない状況にあることから、将来の適正な組織運営に支障を来すことがないよう、より一層の計画的・安定的な人材確保が必要である。

一方、大幅な人員削減への取組みが行われている状況にあって、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、県民の期待と信頼に十分応えていくためには、これまで以上に職員一人ひとりの意識改革と資質向上を図ることが必要である。

このため、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職員が各職場で求められている具体的能力を把握し、自律的にその能力開発を行うための支援や職員同士で刺激やサポートし合う育で・育てられる学習的な職場づくりなどを一層進めていく必要がある。

また、ますます高度専門化する行政ニーズに対応するためには、行政職の職員などの専門性を高めることも必要である。これまでも、このような観点から特定分野に精通した職員の育成が行われているが、今後も、人事異動ローテーションや研修の充実などにより、幅広い視野を持ちつつ専門的な知識や技術を身につけた職員の計画的な育成に努める必要がある。

### ii 能力・実績に基づく人事管理

時代の変化に的確に対応し、県民の負託に応えていくためには、職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化

と公務能率の向上を図ることが重要であり、そのためには、能力・実績に基づく人事管理を一層推進する必要がある。 国は、昨年4月に新たな人事評価制度を施行して、人事評価の結果を任免、給与及び人材育成に活用するなど、能力・ 実績に基づく人事管理を進めている。

本委員会でも、これまで、人事評価制度は職員の能力を的確に評価し、その結果を処遇に反映できるものでなければならない旨言及してきたところである。

本県は、昨年10月から、それまでの管理職に加えて一般職員についても人事評価制度を本格実施するなど、人事評価制度の整備を図っているが、管理職以外の一般行政職員及び教育職員については、評価結果を処遇に反映する仕組みとなっていない。

評価結果を処遇に反映するに当たっては、職員の勤務成績がより一層、客観的かつ公正に評価されることが重要である。今後、実効性のある人事評価制度の確立に向けた取組みを進める必要がある。

#### iii 女性職員の登用

男女共同参画社会の実現の観点はもとより、多様化する県民ニーズへの幅広い対応の観点からも、女性職員の果たす役割はますます重要となっている。

しかし、管理職に占める女性の割合(病院職員・教育職員・警察職員を除く。)は、平成19年度の2.6%が平成22年度には5.2%となるなど、年々向上はしているものの依然低い状況にある。また、平成22年度における各年齢層に占める女性職員の割合は、50歳台が10.1%、40歳台が17.5%、30歳台が29.9%、20歳台が35.9%と若年層になるほど高くなっている。

このため、女性職員が多様な経験を積めるように職域を拡大するなど、計画的な人材養成をこれまで以上に進めるとともに、女性職員の管理職への積極的登用に引き続き取り組んでいく必要がある。

さらに、女性職員は家事や育児等家庭生活における負担が大きいことから、女性職員の登用を進めるには、仕事と家庭 生活を両立しやすい職場環境づくりを一層推進する必要がある。

### iv 両立支援の推進

職員が、家庭生活、地域活動、自己啓発など自らの生活と職業生活を調和させ、生き生きと意欲的に仕事に臨むことができる環境を整備するワーク・ライフ・バランスの推進は、少子高齢化に対応しつつ、優秀な人材を確保し、質の高い行政を安定的・継続的に展開していく上で非常に重要である。中でも、仕事と育児・介護の両立に向けた支援は大きな課題である。

本県は、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業等の両立支援の制度を整備してきており、本年6月には、育児休業制度の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡充、短期の介護休暇の新設等を行ったところである。

任命権者は、本年3月に、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする「子育てしやすい職場づくり推進計画(特定事業主行動計画)」の後期計画を策定した。この計画に基づき、職員の仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備に向けた取組みをより一層推進する必要がある。

とりわけ、男性職員の育児休業等の取得促進は、男性の子育て参加の最初の重要な契機となるとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減するための取組みとして、最も重要である。

計画において、任命権者は男性職員の育児休業等取得率の数値目標を50パーセントと設定した。(男性の育児参加のための休暇、育児時間休暇、育児部分休業及び育児短時間勤務を含む。)計画を策定する際に実施したアンケートによれば、多くの男性職員は、環境さえ整えば育児休業等を取得したいと考えていることが明らかになっている。

このことから、管理監督者は両立支援の必要性や、両立支援制度の内容を十分に理解したうえで、対象職員に対する 個別の制度説明や、休暇・休業期間中の職場の業務遂行体制を見直す等、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環 境づくりをさらに進めていくことが重要である。

## v 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持、仕事と生活の調和及び公務能率の確保を図る上での重要な課題であることから、本委員会でも毎年言及しているところである。

任命権者も、時間外勤務の縮減を重要な課題と位置づけて、縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の様々な取組みを継続的に行っている。

一人当たりの時間外勤務実績は、近年ほぼ横ばいの状態であったものが、昨年度は、緊急経済対策や新型インフル

エンザ対応等の影響もあり増加に転じたところである。

時間外勤務は、職員の心身の健康の保持にも影響を与え、最終的には 県民サービスにも影響を与える可能性があることから、今後もより一層の時間外勤務縮減に取り組む必要がある。

このため、管理監督者は、職員それぞれの在庁時間、業務負荷の実態や、休暇取得の状況等を常に適切に把握し、効率的な業務運営を図る必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても計画的に仕事を進め、効率よく日々の業務を遂行していく必要がある。

#### vi メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供するために、また、職員個人や家族の充実した生活を確保するために、極めて重要な課題である。このことから、本委員会では、取組みの必要性について従来から言及してきたところである。

任命権者は、研修の受講機会の拡大、専門医師・臨床心理士によるストレスカウンセリング等の予防対策や、療養後の職場復帰支援事業等の様々な取組みを継続的に行っている。本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とする者の数は、一昨年、昨年と減少している。

一方、行政課題の複雑化・高度化により職務の困難性が増す中、様々な要因によりストレスは増大する傾向にあることから、これまで以上に職場単位での対策も必要となっている。

管理監督者は、自らがメンタルヘルス対策の中心的な立場であることを自覚し、職員の日々の勤務状況・健康状態の 把握や、所属職員が気軽に相談できる雰囲気をつくる等、きめ細かい対策を行い、実効性あるものにすることが重要で ある。

また、職員一人ひとりにおいても、お互い常にコミュニケーションを図りながら助け合い、何でも相談できる職場環境づくりを心がけることが必要である。

### vii 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の連携を図ることは喫緊の課題となっている。

人事院は、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとし、定年延長を行う上での高齢期における雇用の考え方を示した上で、定年延長に向けた制度見直しの骨格を示した。この骨格を基に今後さらに検討を進め、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことにしている。

本県も、このような国の動向を注視しながら、高齢期における給与制度の見直しや加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員の取扱いなど、高齢期の雇用に伴う具体的な課題について検討を進める必要がある。

### (g) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、 公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄 与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・ 多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、 そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

一方、現在行われている特例条例による給与の減額措置は、県財政が極めて厳しい状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の生活や士気に与える影響が極めて大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されることを期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

### (4) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

- a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等 に関する条例の改正
- (a) 給料 表

現行の給料表(医療職給料表(1)を除く。)を別記第1のとおり改定すること。

- (b) 55歳を超える職員(高等学校及び特別支援学校の教育職員並びに市町村立学校の教職員を含む。以下 同じ。)の給料月額の減額支給等について
  - i 当分の間、55歳を超える職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の 級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、再 任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。)に対する給料月 額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料 月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額(その額を当該給料月額から減じ た額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該給料月額 を当該職員の給料月額から減じた額)を減ずること。
  - ii i の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、i により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。農林漁業普及指導手当の支給に当たっても、同様とすること。
  - iii i の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、 勤勉手当及び休職者の給与の支給に当たっては、i及びiiに準ずること。

7,00	1,5 2 - 1		料				職務の級
	政	職		給	料	表	5 級
公	安	職		給	料	表	6 級
海	事	職		給	料	表	4 級
研	究	職		給	料	表	3 級
医	療	職	給	料	表	(2)	5 級
医	療	職	給	料	表	(3)	5 級
高	等学	校等	教育	育 職	給 料	表	3 級
	中学校及び小学校教育職給料表						3 級

## (c) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分(特定管理職員にあっては、1.15月分)とすること。

- b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
  - (a) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

- (b) 期末手当について
  - 12月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。
- c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
  - (a) 給料表

現行の特定任期付職員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

- (b) 特定任期付職員の期末手当について
  - 12月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。
- d 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号)、県立学校の教育職員の 給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第77号)及び市町村立学校の教職員の給与 等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第78号)の改正

- (a) 平成21年12月1日において現行の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号)附則第8項に掲げる職員(同日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであったもの、医療職給料表(1)の適用を受けていた職員、第2号任期付研究員であった職員又は第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給であったものを除く。)、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第77号)附則第8項に掲げる教育職員(同日において教育職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであったものを除く。)及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第78号)附則第7項に掲げる教職員(同日において教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであったものを除く。)であった者((b)において「(a)に掲げる職員」という。) 100分の99.66
- (b) (a) に掲げる職員以外の職員(医療職給料表(1の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。) 100分の99.83
- e 高等学校及び特別支援学校への主幹教諭の設置に伴う関係条例の改正
  - (a) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の改正
    - i 給料表について
      - aの(a)による改定後の高等学校等教育職給料表を別記第4のとおり改定すること。 この給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。
    - ii 級別職務分類基準表について

現行の高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表を別記第6のとおり改定すること。

- (b) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正
  - 主幹教諭を教職調整額の支給対象職員とすること。
- f 改定の実施時期等
  - (a) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

ただし、オについては、平成23年4月1日から実施すること。

(b) 改定に伴う所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(別記第1、第2、第3、第4, 第5及び第6 省略)

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成22年度中において措置要求はなかった。

また、前年度から係属中の3件の事案については、いずれも却下した。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度中において不服申立はなかった。

また、前年度から係属中の2件の事案については、1件を棄却、1件を却下した。